

地球温暖化対策計画書制度ガイドライン

2023年
環境省大臣官房地域政策課

1. はじめに (P3～P12)

- 1-1. 地球温暖化対策計画書制度の概要
- 1-2. 本ガイドラインの位置付け・構成

2. 地球温暖化対策計画書制度の必要性の検討 (P13～P18)

- 2-1. 地球温暖化対策計画書制度の必要性の検討
- 2-2. 地方公共団体の特徴

3. 地球温暖化対策計画書制度の計画 (P19～P62)

- 3-1. 地球温暖化対策計画書制度の設計
- 3-2. 地方公共団体の計画等における位置付け
- 3-3. 制度のステップアップの見通し
- 3-4. 条例の制定
- 3-5. 運用体制の構築

4. 地球温暖化対策計画書制度の運用 (P63～P70)

- 4-1. 制度の運用

5. 地球温暖化対策計画書制度の見直し・改正 (P71～P77)

- 5-1. 制度の見直し
- 5-2. 制度の改正

1. はじめに

1-1. 地球温暖化対策計画書制度の概要：（1）効果と導入状況

- 地球温暖化対策計画書制度とは、地方公共団体が、域内の事業者に対して温室効果ガス排出量やその抑制方策等を盛り込んだ計画書・報告書の策定と提出を求め、計画と報告を通じて、温室効果ガスの排出抑制への計画的な取組を促す制度です。以下に示すような効果が期待されます。
- 名称や具体的な制度内容は各地方公共団体で異なりますが、30都道府県、13市・区で導入されています。(2019年2月末時点)

<地球温暖化対策計画書制度導入によって期待される効果※>

<地球温暖化対策計画書制度を導入している地方公共団体>

- 事業者における排出削減の **PDCAサイクルの確立**
- 域内の大規模排出事業者(所)の **排出データの把握**
- 事業者と地方公共団体間の **コミュニケーションツールとしての活用**
- 評価・表彰を通じた、事業者への **排出削減インセンティブの付与**
- 助言・指導を通じた、**事業者の排出削減活動の支援**

※具体的な制度内容によって、期待される効果は異なります。

都道府県		市・区
北海道	三重県	札幌市
岩手県	滋賀県	さいたま市
秋田県	京都府	横浜市
茨城県	大阪府	川崎市
栃木県	兵庫県	相模原市
群馬県	和歌山県	名古屋市
埼玉県	鳥取県	京都市
東京都	岡山県	広島市
神奈川県	広島県	川越市
石川県	徳島県	柏市
山梨県	香川県	戸田市
長野県	長崎県	白山市
岐阜県	熊本県	千代田区
静岡県	宮崎県	
愛知県	鹿児島県	

(出典) 環境省 (2015) 「計画書制度による排出削減モデル自治体の支援について」、環境省「自治体の温暖化計画書制度」、各地方公共団体ウェブサイト等より作成。

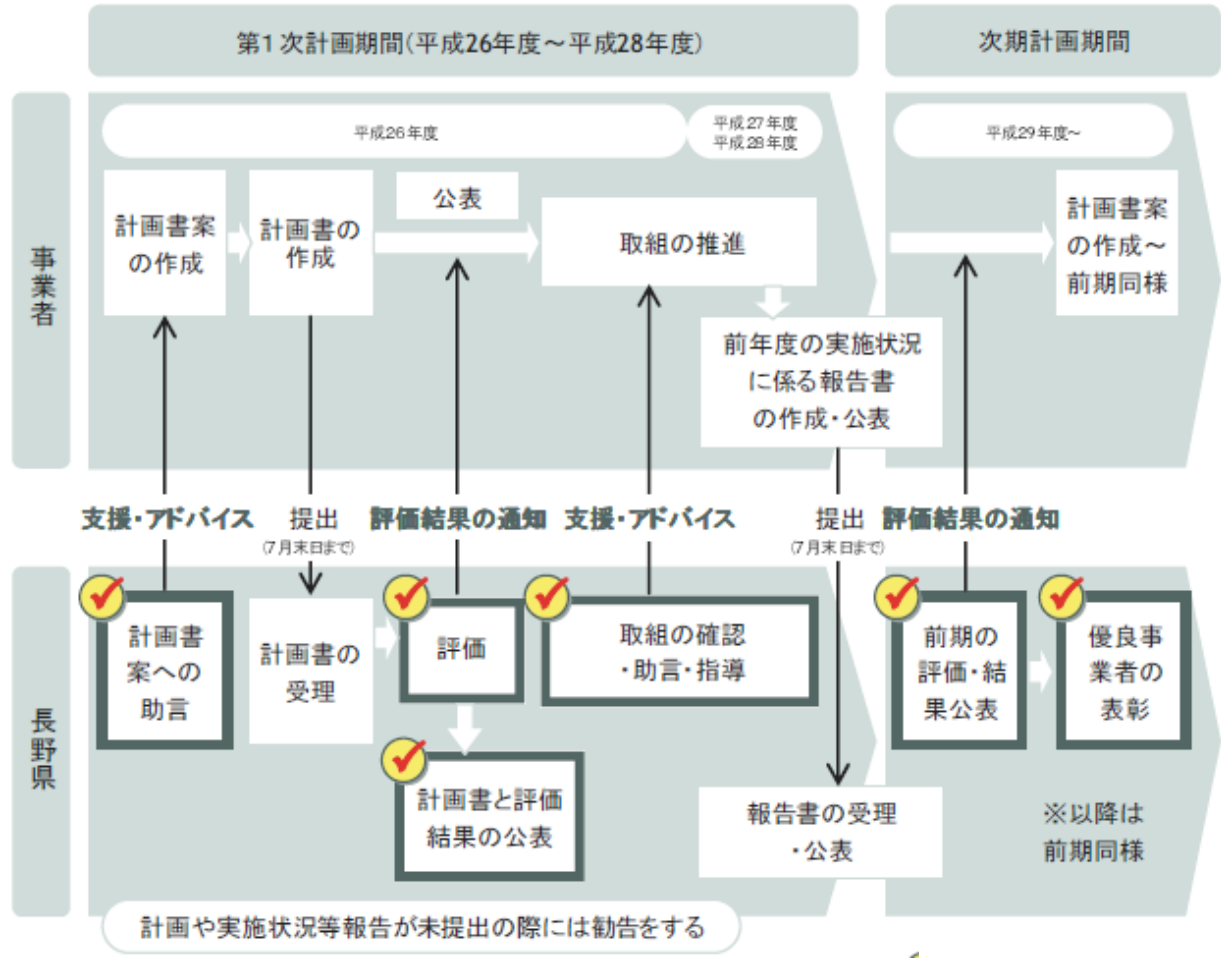
1-1. 地球温暖化対策計画書制度の概要：（2）制度概要

□ 具体的な仕組みは制度毎に異なりますが、制度概要の例として次のようなものが考えられます。

長野県事業活動温暖化対策計画書制度（事例）

- 事業者は作成した計画書に基づいて地球温暖化対策を推進し、その成果を報告書として取りまとめ、地方公共団体に提出します。地方公共団体は、計画書や報告書の内容を評価し、助言・指導等を行ないます。

＜長野県事業活動温暖化対策計画書の全体的な流れ＞



(出典) 長野県環境部環境エネルギー課 (2018) 「事業活動温暖化対策計画書兼 実施状況等報告書記入要領」

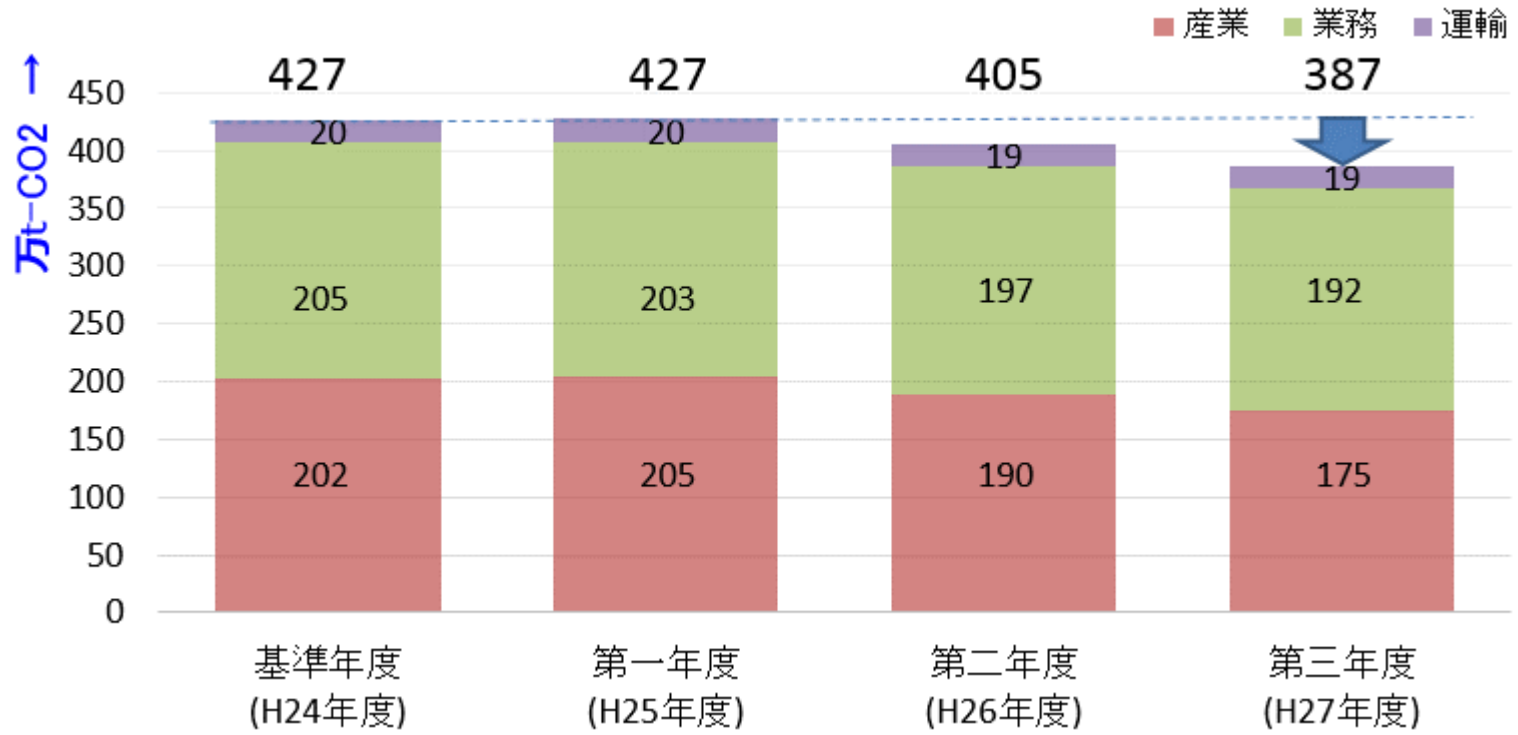
1-1. 地球温暖化対策計画書制度の概要：（3）温室効果ガスの削減効果

□ 地球温暖化対策計画書制度の導入により、対象事業者の温室効果ガス排出量の削減につなげている地方公共団体があります。

横浜市地球温暖化対策計画書制度（事例）

- 横浜市地球温暖化対策計画書制度において、温暖化対策に取り組んでいる事業者の温室効果ガス排出量（エネルギー転換事業者を除く）は、基準年度（平成24年度）の427万t-CO₂に対して、平成27年度は387万t-CO₂となりました。
- 横浜市では、主要なエネルギー使用設備の更新、エネルギー管理による運転パターンの最適化、外気導入や室内温度の適正管理、冷凍機やコンプレッサの運転管理の適正化などの取組の進捗が、温室効果ガスの削減に寄与したと考えています。

<横浜市制度の対象事業者の温室効果ガス排出量の推移(エネルギー転換事業者を除く)>



(出典) 横浜市環境創造局環境管理課 (2017) 「事業者の自主的な取り組みにより温室効果ガス排出量を9.4%削減」

1-1. 地球温暖化対策計画書制度の概要：（４）位置付け

□ 「地球温暖化対策計画」（平成28年5月13日閣議決定）の「第4節 地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項 2. 再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーの推進」の中に、地球温暖化対策計画書制度に関する言及があります。

地球温暖化対策計画

平成 28 年 5 月 13 日
閣 議 決 定

目次より抜粋

第4節 地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項.....	57
1. PDCAサイクルを伴った温室効果ガス排出削減の率先実行.....	57
2. 再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーの推進.....	58
3. 地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりの推進.....	59
4. 地方公共団体間の区域の枠を超えた協調・連携.....	59

本文より抜粋

第4節 **地方公共団体が講ずべき措置等**に関する基本的事項
2. 再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーの推進

(略)

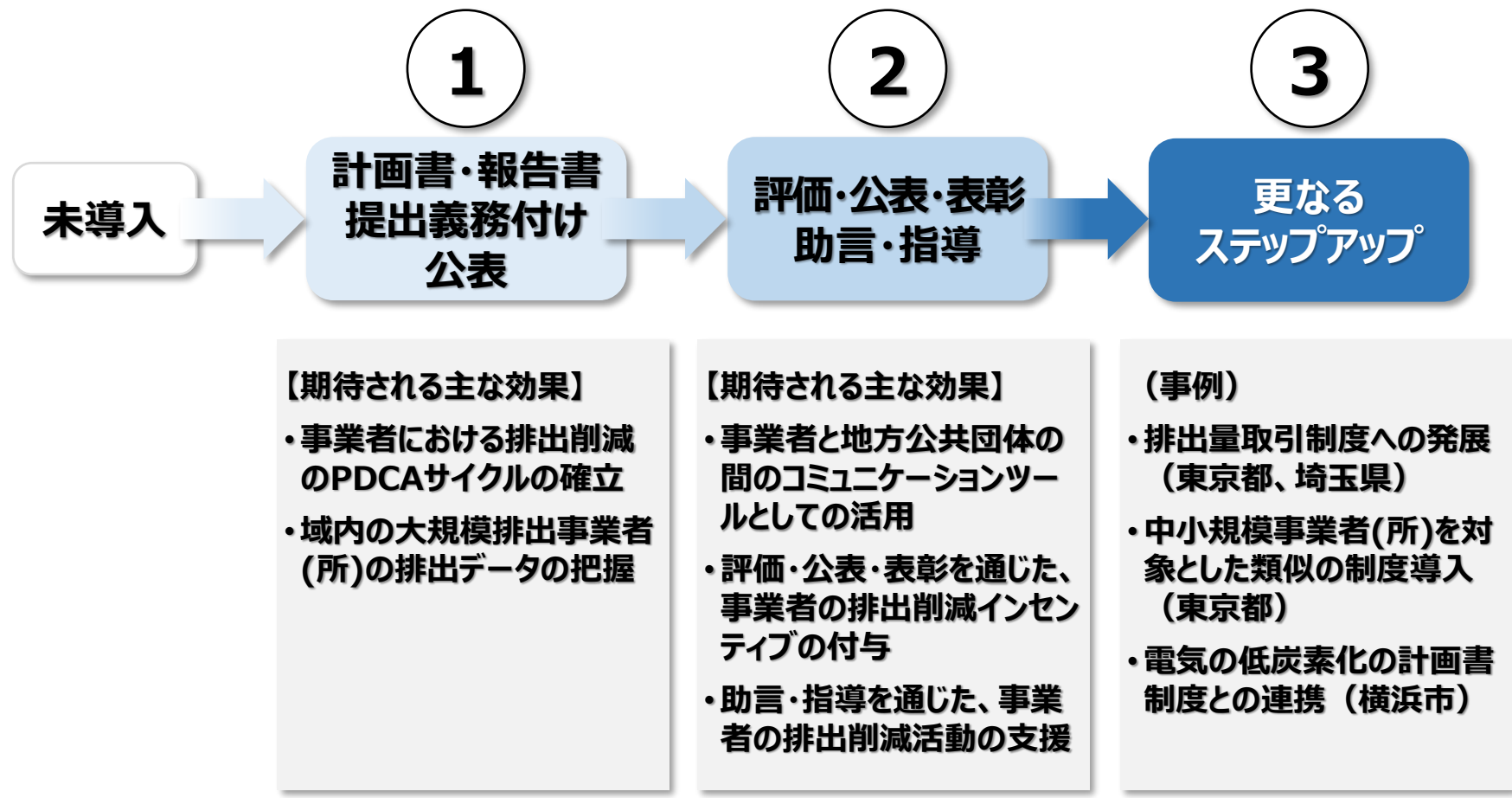
また、事業者が事業の用に供する設備について、排出抑制等指針に基づくBATの導入や適切な運用改善、省エネルギー診断の積極的な受診、コージェネレーションの導入、エネルギーマネジメントシステムの整備等を促進する。都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市及び区域における温室効果ガス排出量の特に多い市においては、温室効果ガス排出量報告制度や**地球温暖化対策計画書制度等の整備・運用により、事業者の温室効果ガス排出削減の促進に取り組む。**

(出典)「地球温暖化対策計画」（平成28年5月13日閣議決定）

1-1. 地球温暖化対策計画書制度の概要：（5）ステップアップ

□ 計画書制度は、①事業者に計画書・報告書の提出を義務付け、公表を行なう段階から、②評価・公表・表彰、助言・指導等を通じて、事業者へ働きかける段階、③排出量取引制度への発展等のステップアップの段階があるとされています。

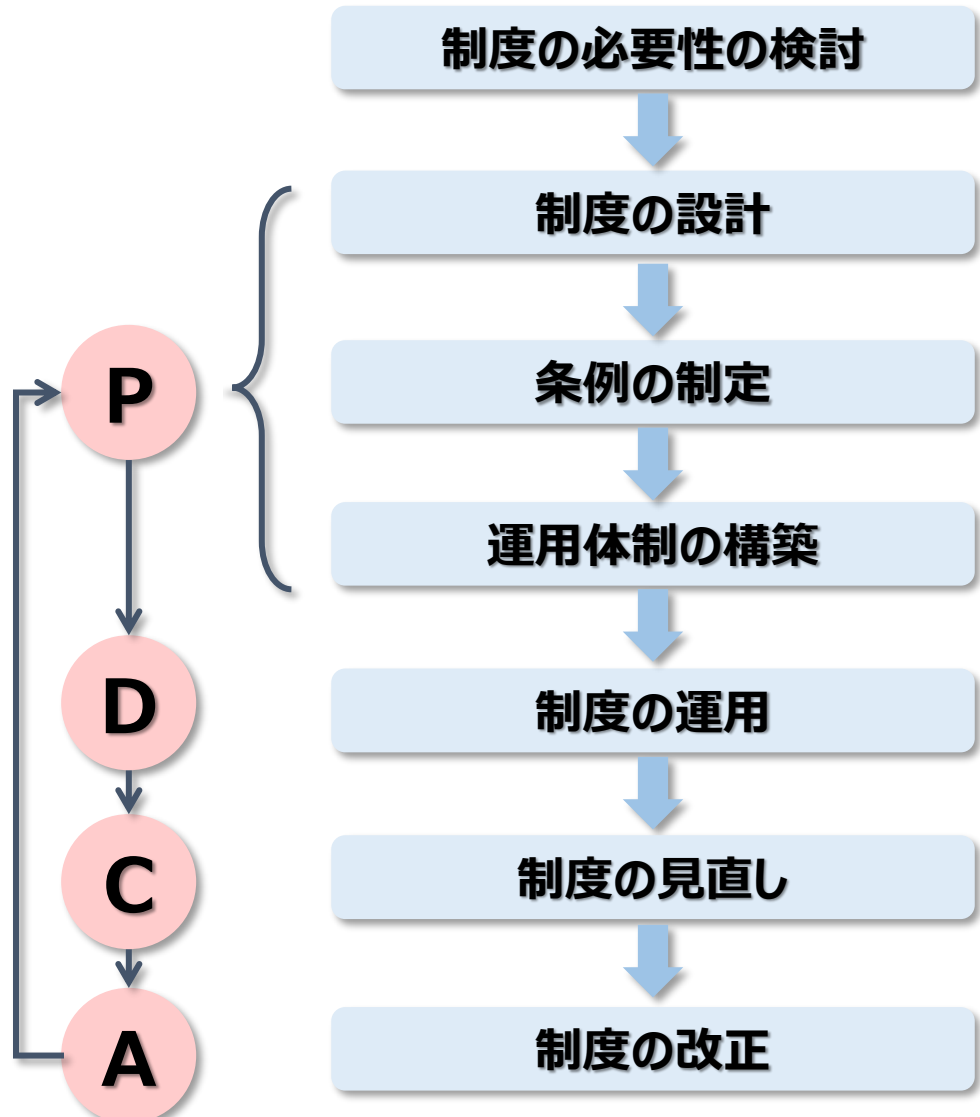
<計画書制度のステップアップの流れ>



1-1. 地球温暖化対策計画書制度の概要：（6）整備・運用のPDCAサイクル

□ 地球温暖化対策計画書制度の整備・運用は、PDCAサイクルに基づいて行なうことが望まれます。

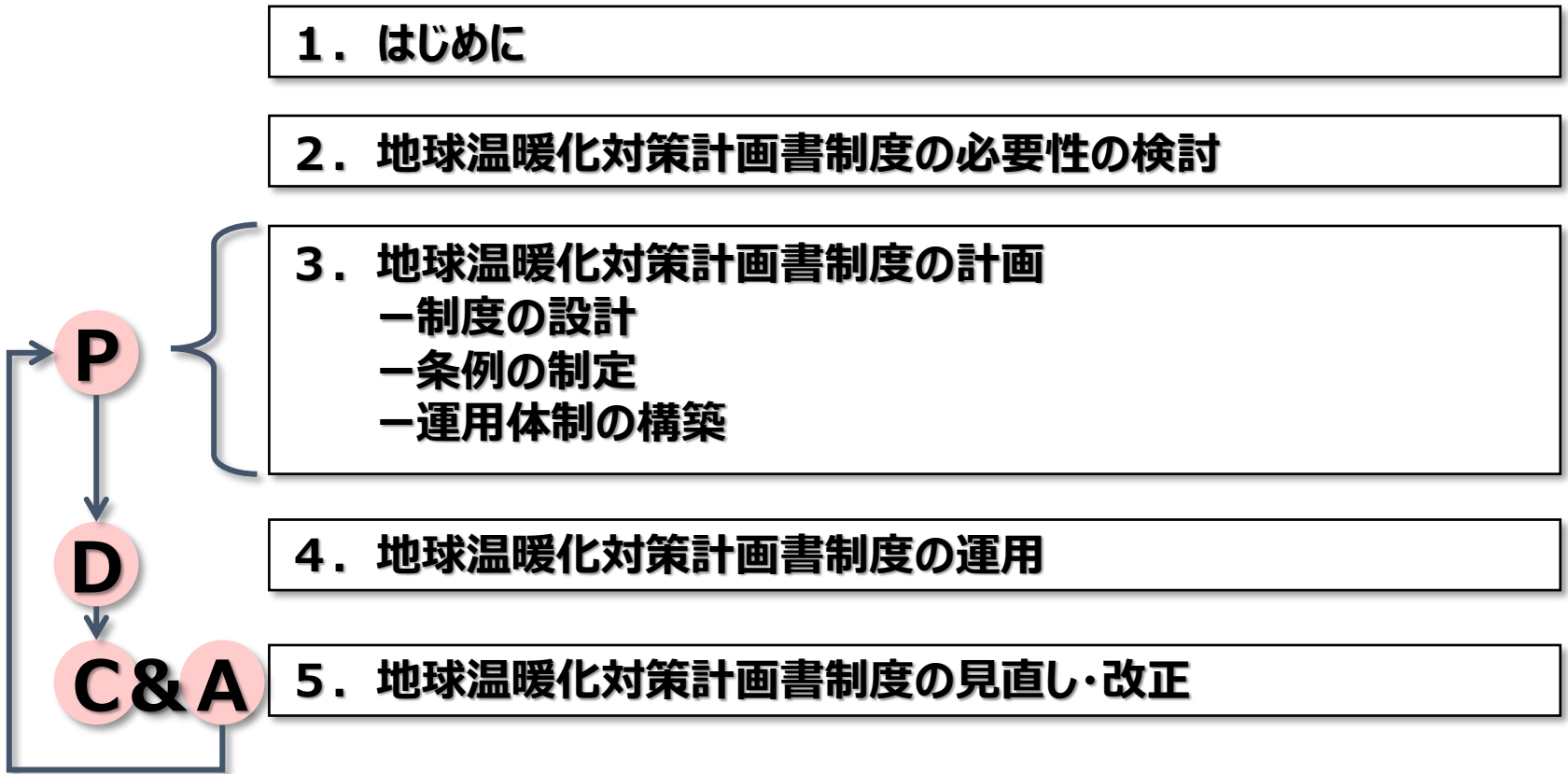
<地球温暖化対策計画書制度の整備・運用プロセス>



1-2. 本ガイドラインの位置付け・構成：（1）

- ガイドラインの読者として、地球温暖化対策計画書制度を初めて策定する地方公共団体の職員はもとより、既に地球温暖化対策計画書制度を策定しており、制度の改正やステップアップを検討している地方公共団体の職員も想定しています。
- ただし、制度の策定・改正時に当たり、必ずしも本ガイドラインの内容に従わなければならないという訳ではありません。
- 計画書制度の整備・運用プロセスに基づき、本ガイドラインは以下のような内容から構成されています。

<本ガイドラインの構成とPDCAサイクルの対応>



1-2. 本ガイドラインの位置付け・構成：（2）

□ 本ガイドラインに記述されている各事項には、当該事項によるべきとする程度・態様に差異があることから、次のような考え方で記述しています。

<本ガイドラインの語尾等の表現について>

「～すべきです。」 「ことが必要です。」 「ことが求められます。」	法令、制度の趣旨等から、記述された事項による運用が強く要請されると環境省が考えているもの。
「～ことが望まれます。」	制度の趣旨等から、記述された事項による運用が想定されていると環境省が考えているもの。
「ことが（も）考えられます。」	記述された事項による運用を環境省が例示的に示したものの。

1-2. 本ガイドラインの位置付け・構成：（3）

□ 本ガイドラインの本文は、原則として下記の用語法に従って記述しています。

<本ガイドラインにおける用語の表記>

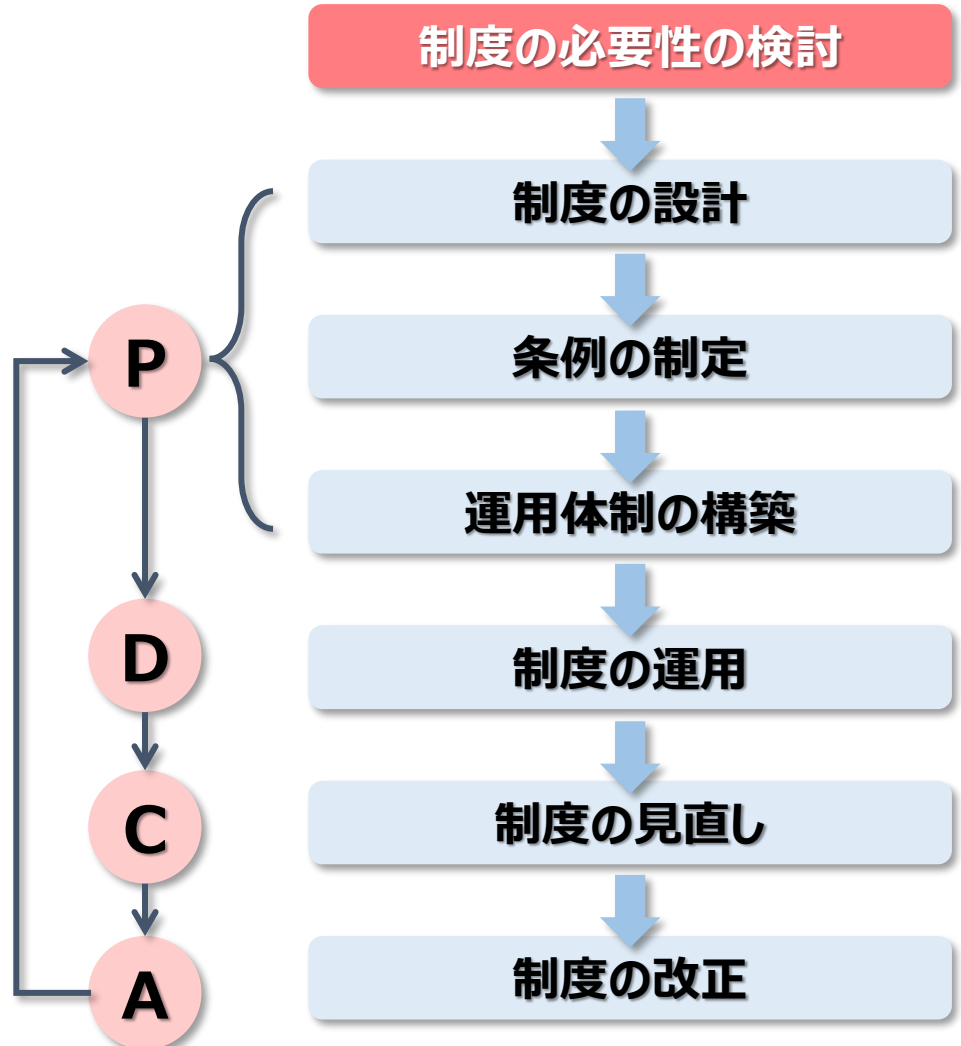
用語	表記（略称）
地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10 年法律第117号）	地球温暖化対策推進法
エネルギーの使用の合理化等に関する法律	省エネ法
地球温暖化対策計画（平成28 年5 月13 日閣議決定）	地球温暖化対策計画
各主体（事業者や住民等）による温室効果ガス排出抑制等のための行動（省エネ機器の導入等）	対策
地方公共団体が、各主体の行動を促進・誘導し、又は確実なものとするために講じる措置（法制度、税制、補助金等）	施策

2. 地球温暖化対策計画書制度の必要性の検討

2-1. 地球温暖化対策計画書制度の必要性の検討

□ 温室効果ガス排出量の削減目標、排出構造や推移、産業構造、近隣の地方公共団体での導入状況等、地方公共団体の特徴を踏まえ、地球温暖化対策計画書制度の必要性を検討することが望まれます。

<地球温暖化対策計画書制度の整備・運用プロセス>



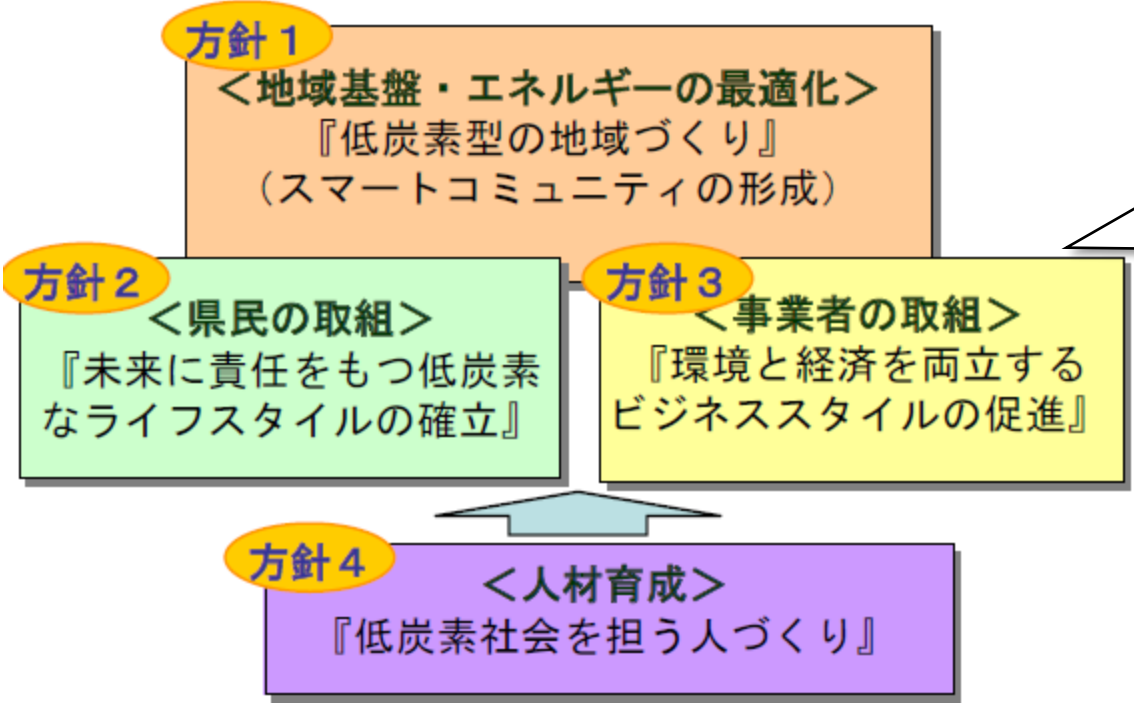
2-2. 地方公共団体の特徴：（1）

必要性の検討に当たって、地方公共団体実行計画の内容や温室効果ガス削減目標を把握することが望まれます。

静岡県温室効果ガス排出削減計画書制度（事例）

静岡県では温暖化対策実行計画において、温室効果ガス排出量を2020年度までに2005年度比20%削減する目標を掲げています。そして、削減目標達成に向けた取組のひとつとして、地球温暖化対策計画書制度が位置付けられています。

<温室効果ガス削減目標の達成に向けた取組（静岡県）>



方針3の事業者の取組の中で、**「温室効果ガス排出削減計画書制度の拡充」**が重点施策として挙げられています。

(出典) 静岡県くらし・環境部環境局環境政策課「<改定版>ふじのくに地球温暖化対策実行計画（H27.3改定）の概要」

2-2. 地方公共団体の特徴：（2）

必要性の検討に当たって、地方公共団体の産業構造や排出量の推移、構成を把握することが望めます。

神奈川県事業活動温暖化対策計画書制度（事例）

神奈川県では、産業部門や業務部門の排出割合が多いことや増加傾向にあることを踏まえて、地球温暖化対策計画書制度の導入が検討されました。

<「神奈川県における地球温暖化対策のあり方について」からの記述の抜粋>

2 事業活動に関する対策

- 本県の2005年のCO₂排出量の部門別構成比を見ると、産業部門が44.0%と最も大きく、全体の約半分弱を占めていることが特徴であり、業務部門は13.4%となっている。
- また、2005年の排出量を基準年(1990年)と比較すると、業務部門の伸び(+40.4%)が大きく、産業部門も増加(+6.7%)している。
- 従って、本県の温暖化対策を進めるうえで鍵となるのが、産業部門と業務部門を合わせて全体の約6割を占める「事業活動に伴うCO₂」の削減であると考えられる。

- 大規模事業者に対する「温暖化対策計画書」制度
 - ・ CO₂の排出に関わりの深い大規模事業者に対し、CO₂排出量の現状把握と削減目標の設定、削減するための対策等について提出することを義務づけ、その内容を公表する。
 - ・ また、CO₂の排出を削減するための対策としては、自らの事業活動に伴い直接に排出されるCO₂の削減以外にも、事業者の地域社会に対する責任を根拠とした「地域社会における温暖化対策への貢献」も含まれることが適当である。

⇒ [条例] 大規模事業者に対し、「排出量の報告や排出を削減するための計画書」（地球温暖化対策計画書）制度を規定し、大規模事業者みずからのCO₂削減努力を促す。

※現在導入中の制度名は「神奈川県事業活動温暖化対策計画書制度」となっています。

2-2. 地方公共団体の特徴：（3）

- 必要性の検討に当たって、地方公共団体の産業構造や排出量の推移、構成を把握することが望めます。

秋田県地球温暖化対策推進条例計画書制度（事例）

- 秋田県では、県の排出量の増加を背景とし、地球温暖化対策に一層取り組むため、2011年に秋田県地球温暖化対策推進条例を制定し、事業者からの排出量に関する計画・報告制度を導入しました。

<秋田県における計画書制度策定の背景等>

秋田県地球温暖化対策推進条例

- 地球温暖化の防止は、人類共通の喫緊の課題
- 秋田県の温室効果ガス排出量(H19年度)は、京都議定書の基準年(H2年度)を27%上回っている。
- 県民総参加で地球温暖化対策に一層取り組んで行く必要がある。
- 秋田県地球温暖化対策推進条例を平成23年3月14日に制定。

条例の要点

- 県・県民・事業者の役割と責任の明確化
→事業者：温室効果ガスの排出抑制等のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努める
- 地球温暖化対策の基本的枠組みの明確化
→平成23年4月「秋田県地球温暖化対策推進計画」策定
平成29年3月「第2次秋田県地球温暖化対策推進計画」策定
- 事業者等からの排出量に関する計画・報告**
→計画書制度
- 秋田県の特性を踏まえた温暖化対策の推進
→秋田の森林づくり 森林整備によるCO₂吸収量認証制度 など

2-2. 地方公共団体の特徴：（4）

必要性の検討に当たって、近隣の地方公共団体（特に政令指定都市等の場合は所在の都道府県）の導入状況を把握し、事業者の重複報告等の軽減を図ることが望めます。

神奈川県事業活動温暖化対策計画書制度（事例）

神奈川県内では、県、横浜市、川崎市において地球温暖化対策計画書制度が導入されています。神奈川県制度においては、該当要件の判断は神奈川県全体で行い、計画書作成の範囲は、原則として横浜市及び川崎市を除く地域に所在する工場等又は使用の本拠を置く自動車対象となっています。

<神奈川県の地図>

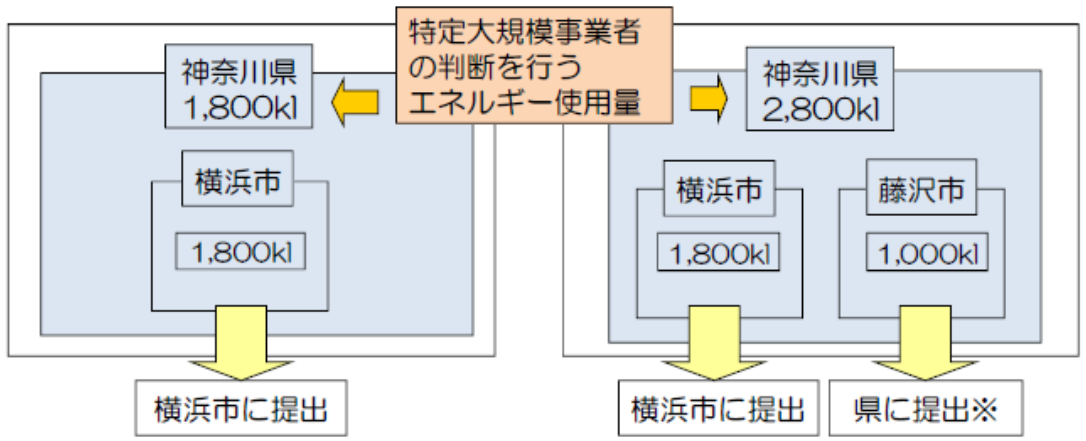


※水色で示された、横浜市と川崎市において、地球温暖化対策計画書制度が導入されています。

<該当要件に係る判断と計画書作成の範囲>

事例1:横浜市内にのみ工場等を設置

事例2:横浜市及び藤沢市内に工場等を設置



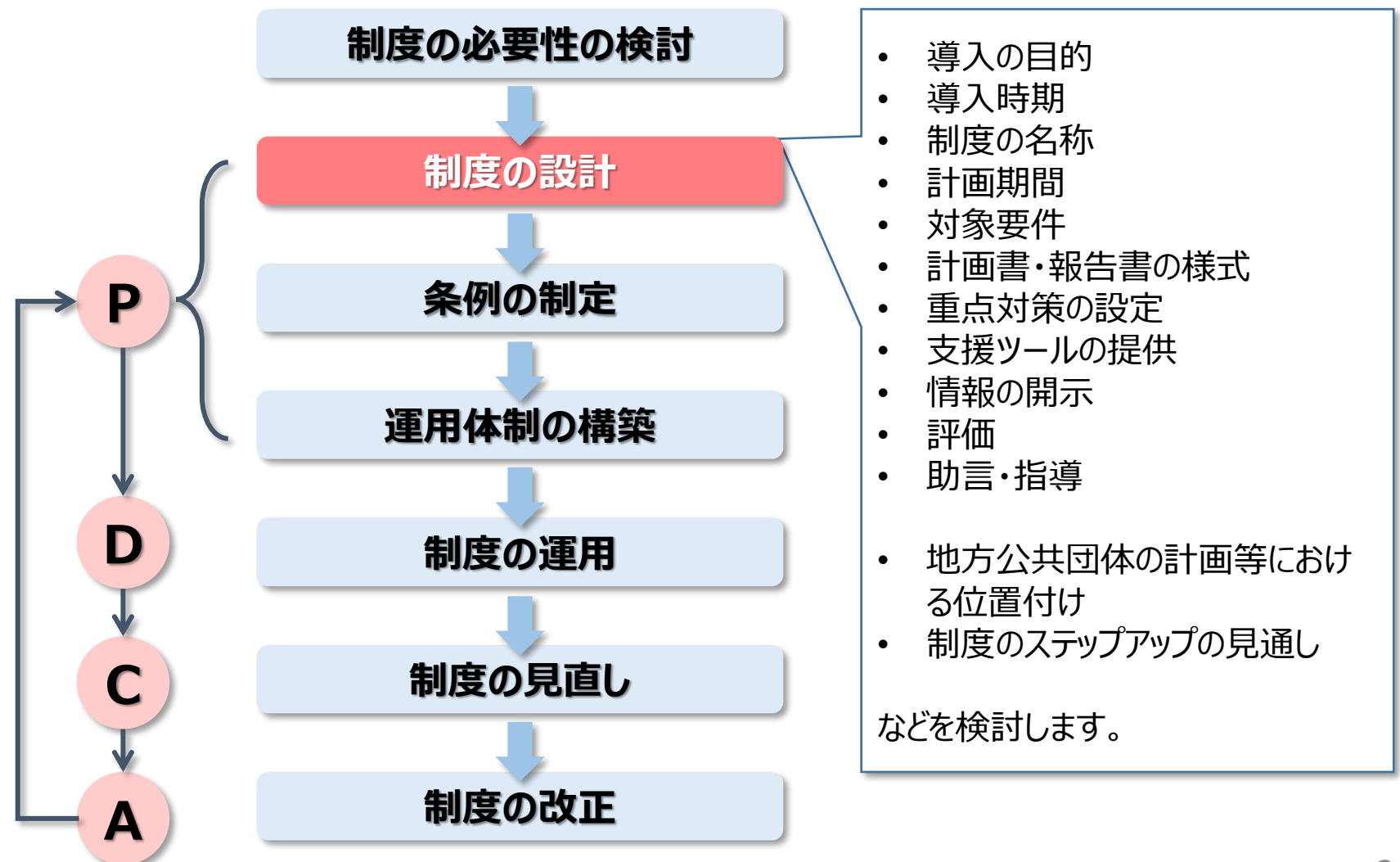
※ただし、1,000klの事業所のみでは計画が立てられない場合には、県内全域(2,800kl)分の計画をご提出いただくことも可能とします。

3. 地球温暖化対策計画書制度の計画

3-1. 地球温暖化対策計画書制度の設計：（1）

□ 地球温暖化対策計画書制度の導入のためには条例で制度を規定する必要がありますが、それに先立ち、具体的な制度設計を行った上で、条例の記載内容を検討する必要があります。

<地球温暖化対策計画書制度の整備・運用プロセス>



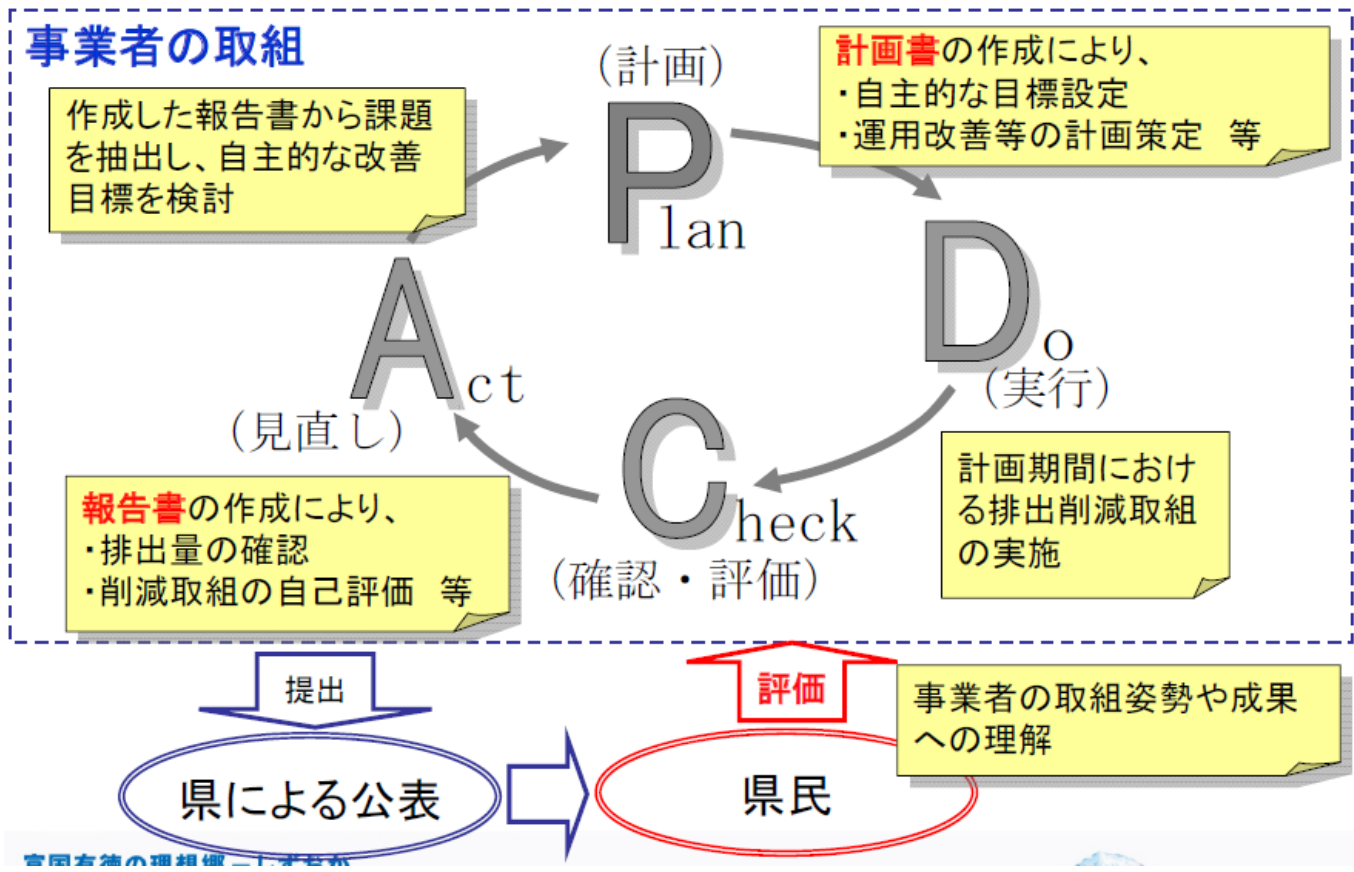
3-1. 地球温暖化対策計画書制度の設計：（2）導入の目的

□ 導入の目的を明確にした上で地球温暖化対策計画書制度を計画することが望まれます。

静岡県温室効果ガス排出削減計画書制度（事例）

・静岡県温室効果ガス排出削減計画書制度では、制度に期待される機能として、PDCAサイクルに基づく事業者の取り組みの進展と、県民からの理解の促進等を挙げています。

<温室効果ガス排出削減計画書制度に期待される機能（静岡県）>



(出典) 静岡県くらし・環境部環境局環境政策課「静岡県地球温暖化防止条例に基づく温室効果ガス排出削減計画書制度の改正」

3-1. 地球温暖化対策計画書制度の設計：（3）導入の時期

❑ 導入や改正時期を検討する際は、地方公共団体実行計画改定など、主要施策の導入や改定のタイミングを踏まえることが望めます。

長野県事業活動温暖化対策計画書制度（事例）

・長野県では、地方公共団体実行計画（長野県環境エネルギー戦略）策定のタイミングで、計画書制度の改正を行ないました。

<長野県環境エネルギー戦略～第三次長野県地球温暖化防止県民計画～概要>

長野県環境エネルギー戦略～第三次長野県地球温暖化防止県民計画～

第1次 長野県地球温暖化防止県民計画
2009（H17）年度～2007（H19）年度

第2次 長野県地球温暖化防止県民計画
2008（H20）年度～2012（H24）年度

長野県環境エネルギー戦略～第三次長野県地球温暖化防止県民計画～
2013（H25）年度～2020（H32）年度（8年間）

環境エネルギープロジェクト10
【産業・業務部門の排出量▲17%・エネルギー自給率10%】
100事業プロジェクト

目指す姿
『持続可能で低炭素な環境エネルギー地域社会をつくる』

県民生活
断熱性能の高い省エネ住宅が普及し、夏は涼しく、冬は暖かい生活が送れます。

コミュニティ
地域住民による小水力発電を行い、収益は地域のまちづくり活動に使われています。

次世代自動車や蓄電池の役割を果たし、電力のピークカットにつながっています。

暖房や給湯には太陽熱や地中熱、薪、チップ、ペレットなどが活用されています。

公共交通が充実し、歩行者や自転車利用者にとって、安全・快適なまちになっています。

農林業を元気にする循環型の自然エネルギー利用がすすんでいます。

地域主導型の自然エネルギービジネスが、地域に雇用を生み出し、経済を活性化し、地域の自立を持続的に変える、市町村やコミュニティ単位の「エネルギー自立地域」が、県内各地で広がり、人々は快適な暮らしや充実した社会生活を営んでいます。

2020（平成32）年度の目標

省エネルギー・節電	自然エネルギー	エネルギー自給率
省エネルギー・節電	自然エネルギー	エネルギー自給率
最終エネルギー消費量 2010年度比 -15%	自然エネルギー導入量 2010年度比 +55.1%	年間消費量ベース 110%
最大電力需要 2010年度比 -15%	自然エネルギー発電設備容量 2010年度比 +200%	発電設備容量ベース 78.6%

持続可能で低炭素な環境エネルギー地域社会の実現へ 10の重点プロジェクト

- ① 家庭** 家庭の省エネルギーの取組を支援します
家庭の省エネ診断制度を構築し、講習会からアドバイス、訪問診断などを実施します。5年間で全県80万世帯中、10万世帯を見込みます。
家庭の省エネルギー項目制の導入に、暖房機器と省エネ灯を追加します。
- ② 事業者** 事業活動での省エネルギーの取組を支援します
事業活動の計画書制度の対象を拡大し、交通等の視点も加入、助言や評価を実施します。産業・業務部門の排出量のうち、50%以上をカバーする見込みです。
CO₂削減やフロン対策などで、意欲的な事業者と協定を締結し、取組を支援します。
- ③ 建築物** 環境エネルギーに配慮された建築物を普及します
環境エネルギー性能・自然エネルギー導入促進制度の導入により、新築時、建築主に省エネ性能及び自然エネルギーの導入の検討を促します。
評価ツールや省エネ技術を事業者が普及します。10㎡超の新築建築物は原則対象となります。
- 自然エネ** 1村1自然エネルギーから77のエネルギー自立地域づくりに向けて始動します
- ④ 地域主導の基盤づくり** 自然エネの構築基盤を整備し、地域環境エネルギーオフィスの創出や、地域主導型のビジネスモデル（街電・グリーン熱）の立ち上げを支援します。
- ⑤ 太陽光** 公共施設を活用した「おひさま国産・国産太陽エネルギープロジェクト」や前期投資削減モデルなどの事業化を支援します。
- ⑥ 小水力** 「小水力発電事業」の推進や相模原自動車道などにより、事業化を支援します。
- ⑦ バイオマス** 林業創生と一体となった「産林」の推進やバイオマス熱利用のモデルづくりを支援します。
- ⑧ 交通・まちづくり** 環境エネルギーに配慮されたまちづくりを進めます
低炭素まちづくり計画の策定等により、公共交通を活性化し、自動車から公共交通利用への転換を促進します。EVなど次世代自動車の普及も促進します。
- ⑨ 電力需要抑制** エネルギー利用の分散化を促進します
エネ供給計画書制度で、エネ事業者側からの取組や情報提供、自然エネ普及を促進します。
「県民省エネ文化」として、県民ぐるみの節電に取り組みます。
- ⑩ 適応策** 地球温暖化の影響による県内への被害を抑制します
モニタリング体制を構築するとともに、対策を進める「県民・業種交差点プラットフォーム」を構築します。

10の重点プロジェクトの②事業者の中で、「事業活動の計画書制度の対象を拡大」との言及があります。

3-1. 地球温暖化対策計画書制度の設計：（4）制度の名称

□ 制度名称は、「地球温暖化対策計画書制度」とすることも、別の名称とすることも考えられます。

導入済みの地方公共団体における名称の例（順不同）

地方公共団体	制度名称
秋田県	秋田県地球温暖化対策推進条例計画書制度
神奈川県	事業活動温暖化対策計画書制度
長野県	事業活動温暖化対策計画書制度
静岡県	温室効果ガス排出削減計画書制度
さいたま市	環境負荷低減計画制度

3-1. 地球温暖化対策計画書制度の設計：（5）計画期間

□ 計画期間は固定性とするこも、事業者による選択性とするこも考えられます。また固定性の場合、全ての事業者(所)で同一の年を開始とするこも、個別の開始年とするこも考えられます。

静岡県温室効果ガス排出削減計画書制度（事例）

・静岡県温室効果ガス排出削減計画書制度では、全ての事業者(所)が3年間の計画期間となっています。

<静岡県制度における計画期間>

区分	H28	H29		H30	H31	H32
		6月末まで	7月末まで	7月末まで	7月末まで	7月末まで
旧計画書 提出者	電子申請届		(旧)報告書			
			(新)計画書	(新)報告書	(新)報告書	(新)報告書
					(新)計画書	
新計画書 対象者			(新)計画書	(新)報告書	(新)報告書	(新)報告書
						(新)計画書

(出典) 静岡県くらし・環境部環境局環境政策課「静岡県地球温暖化防止条例に基づく温室効果ガス排出削減計画書制度の改正」

3-1. 地球温暖化対策計画書制度の設計：（6）計画期間

□ 計画期間は固定性とするこも、事業者による選択性とするこも考えられます。また固定性の場合、全ての事業者(所)で同一の年を開始とするこも、個別の開始年とするこも考えられます。

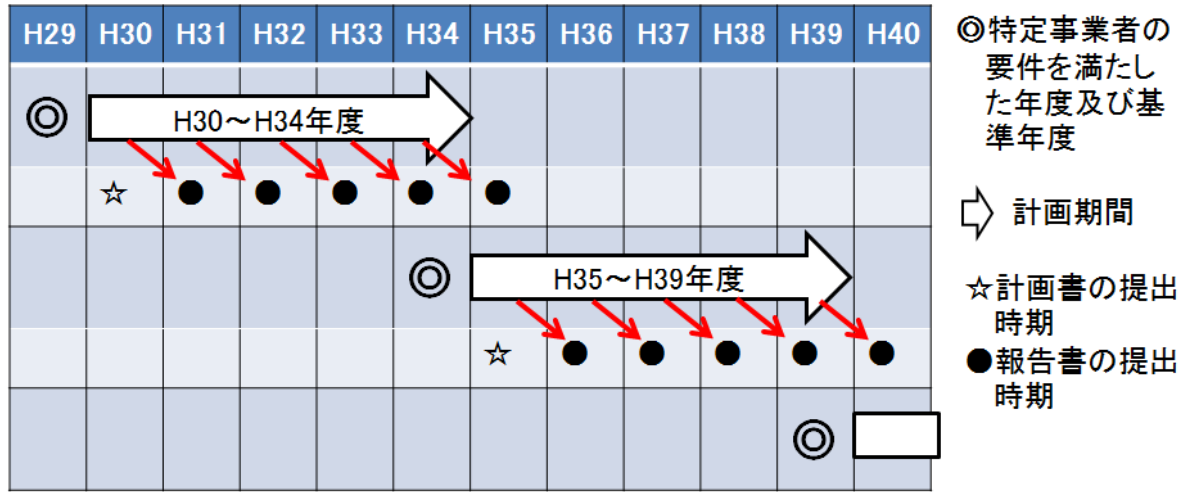
秋田県地球温暖化対策推進条例計画書制度（事例）

・秋田県の制度では、5年以内で、事業者が計画期間を任意に設定できます。

<秋田県制度における計画期間>

計画書制度の流れ(例)

・平成30年度が計画初年度で、計画期間が5年の事業者



- ※ 計画期間は、5カ年以内で任意に設定可能。
- ※ 計画期間中に特定事業者の要件を満たさない年があっても、原則、報告書の提出が必要。

3-1. 地球温暖化対策計画書制度の設計：（7）対象要件

❑ 地球温暖化対策計画書制度の対象事業者(所)を検討する際には、省エネ法の対象を把握しておくことが望めます。

<省エネ法の規制の対象となる事業者>

● 事業者単位(企業単位)で一定規模以上のエネルギーを使用している事業者

事業者単位^{注1}(企業単位)のエネルギー管理の規制体系となっています。したがって、事業者全体(本社、工場、支店、営業所、店舗等)の1年度間のエネルギー使用量(原油換算値)が合計して1,500kℓ以上であれば、そのエネルギー使用量を事業者単位で国に届け出て、特定事業者の指定を受けなければなりません。



(出典) 資源エネルギー庁 (2017) 「省エネ法の概要」

3-1. 地球温暖化対策計画書制度の設計：（8）対象要件

❑ 地球温暖化対策計画書制度の対象事業者(所)を検討する際には、地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の対象を把握しておくことが望めます。

<温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度において対象となる温室効果ガスと事業者>

温室効果ガスの種類	対象者
エネルギー起源CO ₂	<p>【特定事業所排出者】 全ての事業所のエネルギー使用量合計が1,500kl/年以上となる事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 省エネ法の特定事業者 ○ 省エネ法の特定連鎖化事業者 ○ 省エネ法の認定管理統括事業者又は管理関係事業者であつて、全ての事業所のエネルギー使用量合計が1,500kl/年以上の事業者 ○ 上記以外で全ての事業所のエネルギー使用量合計が1,500kl/年以上の事業者 <p>【特定輸送排出者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 省エネ法の特定貨物輸送事業者 ○ 省エネ法の特定旅客輸送事業者 ○ 省エネ法の特定航空輸送事業者 ○ 省エネ法の特定荷主 ○ 省エネ法の認定管理統括荷主又は管理関係荷主であつて、貨物輸送事業者に輸送させる貨物輸送量が3,000万トンキロ/年以上の荷主 ○ 省エネ法の認定管理統括貨客輸送事業者又は管理関係貨客輸送事業者であつて、輸送能力の合計が300両以上の貨客輸送事業者
上記以外の温室効果ガス	<p>【特定事業所排出者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 次の①及び②の要件をみたま事業者 ① 温室効果ガスの種類ごとに全ての事業所の排出量合計がCO₂換算で3,000t以上 ② 事業者全体で常時使用する従業員の数が21人以上

(出典) 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度ウェブページ“制度概要”

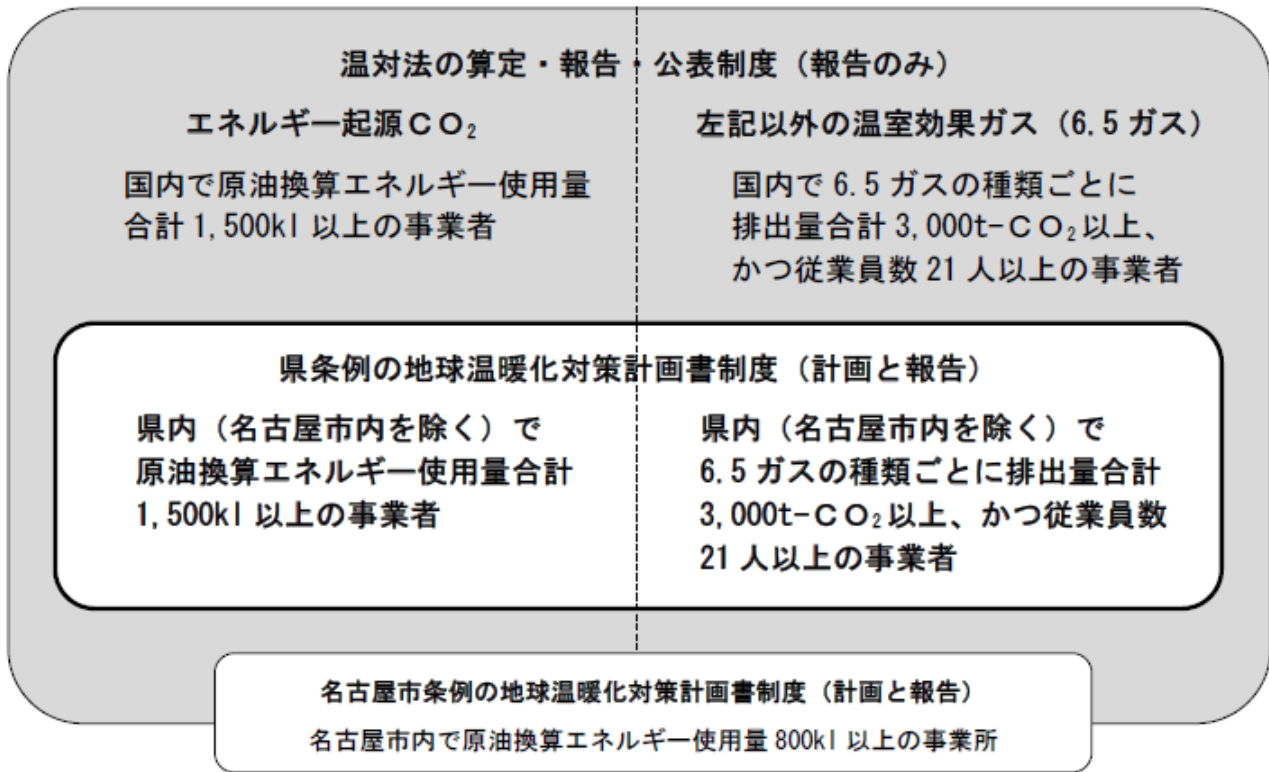
3-1. 地球温暖化対策計画書制度の設計：（9）対象要件

□ 地球温暖化対策計画書制度の対象事業者(所)を検討する際には、地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の対象を把握しておくことが望めます。

愛知県地球温暖化対策計画書制度（事例）

・愛知県地球温暖化対策計画書制度では、地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の対象要件と県及び市の計画書制度の対象要件の関係を分かりやすく示しています。

＜算定・報告・公表制度と愛知県地球温暖化対策計画書制度の対象の関係＞
温対法等と県条例の対象規模



（出典）愛知県（2018）「県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく地球温暖化対策計画書作成の手引き」

3-1. 地球温暖化対策計画書制度の設計：（10）対象要件

□ 対象事業者(所)の要件は、地方公共団体の産業構造や近隣の地方公共団体における制度をもとに検討することが望まれます。事業所単位とすることも、事業者単位とすることも考えられます。義務提出者のほかに、任意提出者を設けることも考えられます。

静岡県温室効果ガス排出削減計画書制度（事例）

・静岡県温室効果ガス排出削減計画書制度では、対象事業者(所)を4つの区分に分類しており、計画書を提出している事業所の数は合計で673となっています。（2019年1月31日時点）

＜温室効果ガス排出削減計画書及び報告書の提出を義務付けている特定事業者（静岡県）＞

該当区分	事業の規模	計画書提出事業所数 (2019年1月31日現在)
第一号	エネルギー使用量が、原油換算で1,500kl/年以上の事業所 (省エネ法の「エネルギー管理指定工場」)	618
第二号	小売業・サービス業を主な業務とする24時間営業事業者（コンビニエンスストア等）	7
第三号	県内において一定台数以上の自動車(トラック・バス100台、タクシー150台)を使用する運輸事業者	30
第四号	エネルギー起源CO2以外の温室効果ガスの排出量が、温室効果ガスの種類ごとに年間3,000t-CO2以上の事業所	18
合計		673

(出典) 静岡県くらし・環境部環境局環境政策課ウェブサイト「静岡県地球温暖化防止条例温室効果ガス排出削減計画書・報告書の公表」

3-1. 地球温暖化対策計画書制度の設計：（11）対象要件

□ 地球温暖化対策計画書制度の対象事業者(所)の数は、地方公共団体によって様々です。

地球温暖化対策計画書制度の対象事業者(所)数の例（順不同）

地方公共団体	事業者(所)数
愛知県（2017年度）	732事業者
秋田県（2017年度提出分）	140事業者
静岡県（2019年1月31日時点）	673事業所
さいたま市（2017年度）	155事業所 <small>（※エネルギー使用量等の環境保全に関する調査書を含む）</small>
横浜市（2018年5月24日時点）	317事業者

（出典）各地方公共団体ウェブサイト

3-1. 地球温暖化対策計画書制度の設計：（12）計画書・報告書の様式

□ 計画書の様式には、排出抑制に関する基本方針、基準年度の排出量、目標排出量、削減抑制のための措置等の記入欄を設けることが望めます。

秋田県地球温暖化対策推進条例計画書制度（事例）

＜計画書の様式（第2面）（秋田県）＞

A B C D E F G H I J K L M N O P Q R				
(第2面)				
1	2 計画期間			
2	平成	年度	～ 平成	年度
3	(九年)	□ 新規	□ 変更
4	3 温室効果ガスの排出の抑制に関する目標を達成するための基本方針			
5	[Blank area for basic policy]			
6				
7				
8				
9				
10	4 事業活動に伴うエネルギーの使用量			
11	[Blank area for energy usage]			
12	5 温室効果ガスの排出量及び排出の抑制に関する目標			
13	区 分	基準年度 () 年度	目標年度 () 年度	対基準年度比
14	温室効果ガス排出量	[A]	[B]	$[B]/[A] \times 100$
15		t-CO ₂	t-CO ₂	%
16	原単位排出量	[C]	[D]	$[D]/[C] \times 100$
17				%
18	原単位に用いた指標			
19	原単位に用いた指標の設定方法			
20	6 温室効果ガスの排出の抑制を図るために実施しようとする措置の内容			
21	実施予定年度	措置の内容		
22		[Blank area for measures]		
23		[Blank area for measures]		
24		[Blank area for measures]		
25		[Blank area for measures]		
26		[Blank area for measures]		
27		[Blank area for measures]		
28		[Blank area for measures]		
29		[Blank area for measures]		
30		[Blank area for measures]		
31		[Blank area for measures]		
32		[Blank area for measures]		
33		[Blank area for measures]		
34		[Blank area for measures]		
35		[Blank area for measures]		
36		[Blank area for measures]		
37		[Blank area for measures]		
38		[Blank area for measures]		
39		[Blank area for measures]		
40		[Blank area for measures]		

基本方針

排出抑制の目標等

実施する措置

＜計画書の様式（第3面）（秋田県）＞

A B C D E F G H I J K L M N O P Q R				
(第3面)				
1	7 条例第11条に規定する措置の内容			
2	取組の内容	取得量等		温室効果ガスの排出の抑制 の ことができる量
3	再生可能エネルギーの供給	売電量		
4		熱供給量		
5	再生可能エネルギーの使用による排出削減量の取得			
6	グリーン電力証書の取得	取得量	kWh	t-CO ₂
7	グリーン熱証書の取得	取得量	GJ	t-CO ₂
8	エネルギーの使用の合理化による排出削減量の取得			t-CO ₂
9	森林の保全及び整備	整備面積	ha	t-CO ₂
10	森林の保全及び整備による吸収量の取得			t-CO ₂
11	県産材の利用	木材使用量	m ³	t-CO ₂
12	合 計			[E] t-CO ₂
13	差引排出量	基準年度 () 年度	目標年度 () 年度	対基準年度比
14		[A]	[B]-[E]	$([B]-[E])/[A] \times 100$
15		t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
16	特記事項			
17	[Blank area for special items]			
18	[Blank area for special items]			
19	[Blank area for special items]			
20	[Blank area for special items]			
21	[Blank area for special items]			
22	[Blank area for special items]			
23	[Blank area for special items]			
24	[Blank area for special items]			
25	[Blank area for special items]			
26	[Blank area for special items]			
27	[Blank area for special items]			
28	[Blank area for special items]			
29	[Blank area for special items]			
30	[Blank area for special items]			
31	[Blank area for special items]			
32	[Blank area for special items]			
33	[Blank area for special items]			
34	[Blank area for special items]			
35	[Blank area for special items]			
36	[Blank area for special items]			
37	[Blank area for special items]			

温室効果ガスの削減量に
カウント可能な措置の内容

(出典) 秋田県ウェブサイト「温室効果ガス排出抑制計画書（様式第1号）」

3-1. 地球温暖化対策計画書制度の設計：（13）計画書・報告書の様式

□ 計画書に記載する対策メニューを選択性とし、対象事業者の計画書作成の負担を軽減するとともに、新たな取組の促進につなげることも考えられます。

静岡県温室効果ガス排出削減計画書制度（事例）

・静岡県温室効果ガス排出削減計画書制度では、計画書の「実施する重点対策」として、県が予め抽出した対策をプルダウン形式で選択することができます。

＜静岡県制度における計画書の様式＞

2 温室効果ガスの排出量の削減目標					
区分	基準年度		目標年度		対基準年度比
	平成	年	平成	年	
温室効果ガス排出量A	二酸化炭素換算（t）		二酸化炭素換算（t）		
原単位排出量A/B					
温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値B	（ ）		（ ）		
Bの選択理由					
3 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るために実施する重点対策					
(1) 基本対策					
実施年度	対策区分	設備・項目	対策メニュー	温室効果ガスの排出抑制を図るために実施する措置	期待する削減効果
	運用対策	設備の運用改善	燃焼合理化		
			燃焼合理化 伝熱合理化_ア加熱 伝熱合理化_イ空調 排熱の回収利用 熱の動力等変換合理 抵抗等電気損失防 変換合理化_ア電動 変換合理化_イ照明	事業者は、参考2「基 礎的削減メニュー（別紙1）を参照」	

**プルダウン形式で
対策を選択可能**

(出典) 静岡県くらし・環境部環境局環境政策課ウェブサイト「計画書の様式（H30に提出する事業者用）（1～3号事業者用）」

3-1. 地球温暖化対策計画書制度の設計：(14) 計画書・報告書の様式

地方自治体が考える「重点対策」を明示することで、事業者が取り組むべき省エネルギー対策を明確化することも考えられます。

静岡県温室効果ガス排出削減計画書制度（事例）

- 静岡県温室効果ガス排出削減計画書制度では、基本対策のほか、基本対策以外の取り組みや、企業参加型の県事業などをリストアップし、事業者が選択できる仕組みになっています。

＜静岡県制度の計画書様式に記された対策の一覧（一部抜粋）＞

静岡県温室効果ガス排出削減計画書制度 基本対策一覧				
(静岡県事業活動環境配慮指針)				
対策区分	設備項目	対策メニュー	温室効果ガスの排出の抑制の措置の内容	
(1) 一般管理	推進体制の整備	ア	環境マネジメントシステム又はこれに準じたシステムの導入に努めるなどして、温室効果ガスの排出の抑制を効果的に推進するために、責任者の設置、マニュアルの作成及び社内研修体制の整備を行うこと。	
		イ	定期的な地球温暖化の防止に関する研修、教育などを行うこと。	
(1) 一般管理	エネルギーの使用に関するデータ管理	ア	系統的に年・季節・月・週・日・時間単位等でエネルギー管理を実施し、数値、グラフ等で過去の実績と比較したエネルギーの消費動向等を把握できるようにすること。	
		イ	定期的な地球温暖化の防止に関する研修、教育などを行うこと。	
静岡県温室効果ガス排出削減計画書制度 基本対策一覧（運輸）				
(静岡県事業活動環境配慮指針)				
対策区分	設備項目	対策メニュー	温室効果ガスの排出の抑制の措置の内容	
(1) 一般管理	運輸管理	(1) 推進体制の整備	ア 環境マネジメントシステム又はこれに準じたシステムの導入に努めるなどして、温室効果ガスの排出の抑制を効果的に推進するために、責任者の設置、マニュアルの作成及び社内研修体制の整備を行うこと。	
		イ	定期的な地球温暖化の防止に関する研修、教育などを行うこと。	
	保守及び点検	(2) エネルギーの使用に関するデータ管理	自動車ごとの送物品に係る	自動車ごとの送物品に係るエネルギー消費動向等を把握できるようにすること。
		(3) 自動車の使用管理	輸送目的に応じた適切な燃料消費率の維持	輸送目的に応じた適切な燃料消費率の維持を行うこと。
(1) 一般管理	保守及び点検	(4) 自動車の適正な維持管理	イ 日常の点検	
		エ	エンジンオイルの定期的な交換	

静岡県 地球温暖化対策 企業参加型事業一覧			
事業名	事業概要	参画内容	担当課
ふじのくにCOOLチャレンジ	企業、市町、関係団体との連携により、家庭部門や業務部門における地球温暖化防止に向けた県民運動。	ふじのくにCOOLチャレンジへの参加。	環境政策課
環境マネジメントシステム（エコアクション21、ISO14001等）の普及啓発	企業等が、法令等の規制基準を遵守することにとどまらず、自主的・積極的に環境保全のためにとる行動を計画・実行・評価するため、環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、これを実行、記録し、その実行状況を点検して方針等を見直し一連の手続きの普及啓発。	環境マネジメントシステムの取得。	環境政策課

基本対策

運輸部門の基本対策

基本対策以外の取組

県の企業参加型事業

(出典) 静岡県くらし・環境部環境局環境政策課ウェブサイト「計画書の様式（H30に提出する事業者用）（1～3号事業者用）」

3-1. 地球温暖化対策計画書制度の設計：（15）計画書・報告書の様式

❑ 数多くの対策を実施・様式に記入する事業者を想定し、様式内における記載内容の追加方法を予め示しておくことが望めます。

長野県事業活動温暖化対策計画書制度（事例）

・長野県事業活動温暖化対策計画書制度では、作成上の留意点として、欄が足りなくなった場合は、行を追加するのではなく、シートをコピーして記入するように指示しています。

<長野県制度の計画書・報告書作成の留意点>

～記載例～

8 排出抑制目標達成のための具体的な措置						
番号	区分	対策内容	計画		状況	
			実施 予定年度	削減見込量 (t-CO ₂)	実施年度	推計削減量 (t-CO ₂)
1	エネ起	360701 ポンプの運転管理	29	50	29	100
2	エネ起	380752 高輝度放電ランプ等効率の高いランプの導入	30～31	100		
3	エネ起	400201 給湯設備の効率管理	31	30		
4	エネ起	150105 制御システムによるデマンド管理			29	30
5						
6						
7						
8						
9						
10						

欄が足りなくなった場合は、このシートをコピーして別シートの当該欄に記入（行を追加しない）

◎抑制メニューの番号と内容を記載する。（該当がない場合は内容を記載。近い内容でも可。例：150105 ノートPCのバッテリー運転（150105は「デマンド管理」）

◎計画時に記載のなかった対策を実施した場合は、計画欄を空欄とし、対策内容と実績を記載する。

3-1. 地球温暖化対策計画書制度の設計：（16）計画書・報告書の様式

□ 計画書と報告書の様式を同じファイルとして、共通項目の記入項目を1度にすることで、事業者の負担を軽減することも考えられます。

静岡県温室効果ガス排出削減計画書制度（事例）

・静岡県温室効果ガス排出削減計画書制度では、計画書と報告書が同一のエクセルファイルから構成されており、計画書の内容が自動的に報告書に反映されます。

<静岡県制度における計画書の様式>

様式第1号		温室効果ガス排出削減計画書	
		平成31年2月14日	
静岡県知事 川勝 平太 様			
		住所	
		氏名	
		申請者番号	
静岡県地球温暖化防止条例第12条 第1項の規定により、次のとおり提出します。			
特定事業者	氏名 (名称及び代表者の氏名)		
	住所 (主たる事務所の所在地)		
	(電話番号)		
事業所	所在地		
	(電話番号)		
	所属		
	氏名		

<静岡県制度における報告書の様式>

様式第2号		温室効果ガス排出削減報告書	
		平成31年2月14日	
静岡県知事 川勝 平太 様			
		住所	
		氏名	
		申請者番号	
静岡県地球温暖化防止条例第10条の規定により、次のとおり提出します。			
特定事業者	氏名 (名称及び代表者の氏名)		
	住所 (主たる事務所の所在地)		
	(電話番号)		
事業所	所在地		
	(電話番号)		
	所属		
	氏名		

黄緑のセルは自動的に入力されます

(出典) 静岡県くらし・環境部環境局環境政策課ウェブサイト「計画書の様式（H30に提出する事業者用）（1～3号事業者用）」

3-1. 地球温暖化対策計画書制度の設計：（17）重点対策の設定

重点対策を設定し、排出抑制対策の効果的な実施を促すことも考えられます。

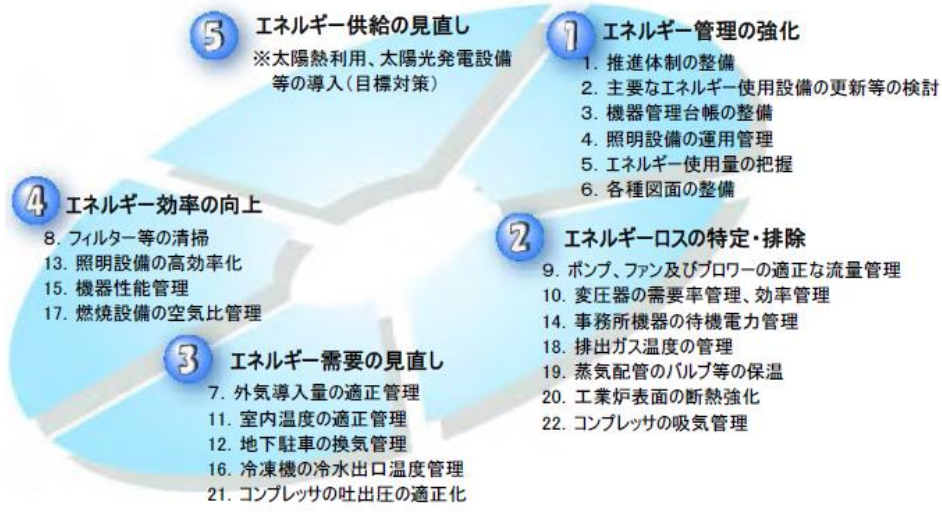
横浜市地球温暖化対策計画書制度（事例）

横浜市地球温暖化対策計画書制度では、産業、業務、自動車の各分野あわせて400項目程度の基本対策を示し、その中から削減効果が高い対策を重点対策として27抽出しています。

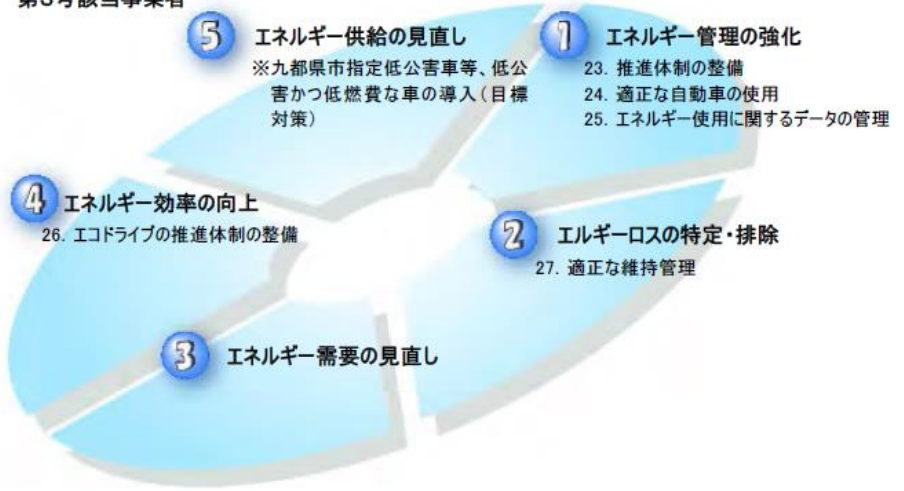
<横浜市制度における重点対策（第1号及び第2号該当事業者）>

<横浜市制度における重点対策（第3号該当事業者）>

第1号及び第2号該当事業者



第3号該当事業者



《第1号該当事業者》本市に設置しているすべての事業所における原油換算エネルギー使用量（エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第2条第2項に規定する原油換算エネルギー使用量をいう。）の前年度における合計量が1,500キロリットル以上のもの
 《第2号該当事業者》連鎖化事業者（エネルギーの使用の合理化に関する法律第19条第1項に規定する連鎖化事業者をいう。）であって、当該連鎖化事業者が本市に設置しているすべての事業所及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業（同項に規定する連鎖化事業をいう。）に加盟する者が本市に設置している当該連鎖化事業に係るすべての事業所における原油換算エネルギー使用量の前年度における合計量が1,500キロリットル以上のもの
 《第3号該当事業者》自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令第4条各号に掲げる自動車（被けん引車以外の自動車であって、市内に使用する本拠の位置を有するものに限る。）の前年度の末日における使用台数が100台以上のもの

3-1. 地球温暖化対策計画書制度の設計：（18）重点対策の設定

重点対策の実施状況を踏まえ、地方公共団体が必要に応じて助言や指導を行なうことも考えられます。

横浜市地球温暖化対策計画書制度（事例）

横浜市地球温暖化対策計画書制度では、対象事業者が、各重点対策が「実施済」「実施中」「未実施」「非該当」のうち、どれに該当するかを判断します。横浜市は、計画書の記載内容やその他提出資料をもとに、実施状況を検証し、必要に応じて、指導や助言を行ないます。

＜横浜市制度における重点対策及び必要な資料＞
（第1号及び第2号該当事業者）

対象	番号	重点対策	実施状況を示すために必要な資料の作成単位
第1号及び第2号該当事業者	1	推進体制の整備	計画書に示すこと。
	2	主要なエネルギー使用設備の更新等の検討	注計画書個別票にも示すこと。
	3	機器管理台帳の整備	事業者全体の対策内容を示した資料
	4	照明設備の運用管理	
	5	エネルギー使用量の把握	
	6	各種図面の整備	
	7	外気導入量の適正管理	該当する個別票対象事業所のうちの1事業所を選定し、当該事業所の対策内容を示した資料 注対策の必要性が高い事業所を選定すること。
	8	フィルター等の清掃	
	9	ポンプ、ファン及びブロワーの適正な流量管理	
	10	変圧器の需要率管理、効率管理	該当する事業所のうちの1事業所を選定し、当該事業所の対策内容を示した資料 注対策の必要性が高い事業所を選定すること。
	11	室内温度の適正管理	
	12	地下駐車場の換気管理	
	13	照明設備の高効率化	
	14	事務所機器の待機電力管理	<番号 15,16,20> 該当する設備のうちの1設備を選定し、当該設備の対策内容を示した資料 注対策の必要性が高い設備を選定すること。 注選定理由を示すこと。
	15	機器性能管理	
	16	冷凍機の冷水出口温度管理	
	17	燃焼設備の空気比管理	
	18	排出ガス温度の管理	
	19	蒸気配管のバルブ等の保温	
	20	工業炉表面の断熱強化	
	21	コンプレッサの吐出圧の適正化	
	22	コンプレッサの吸気管理	

＜横浜市制度における重点対策及び必要な資料＞
（第3号該当事業者）

対象	番号	重点対策	実施状況を示す資料 （提出範囲）
第3号該当事業者	23	推進体制の整備	事業者全体の対策内容を示した資料
	24	自動車の適正な使用管理	
	25	エネルギー使用量等に関するデータの管理	
	26	エコドライブ推進体制の整備	
	27	自動車の適正な維持管理	

（出典）横浜市環境創造局（2016年改訂版）「横浜市地球温暖化対策計画書等作成マニュアル」

3-1. 地球温暖化対策計画書制度の設計：（19）支援ツールの提供

事業者の負担軽減とミスを防止のために、計画書や報告書の様式のほかに、作成支援ツールを提供することも考えられます。

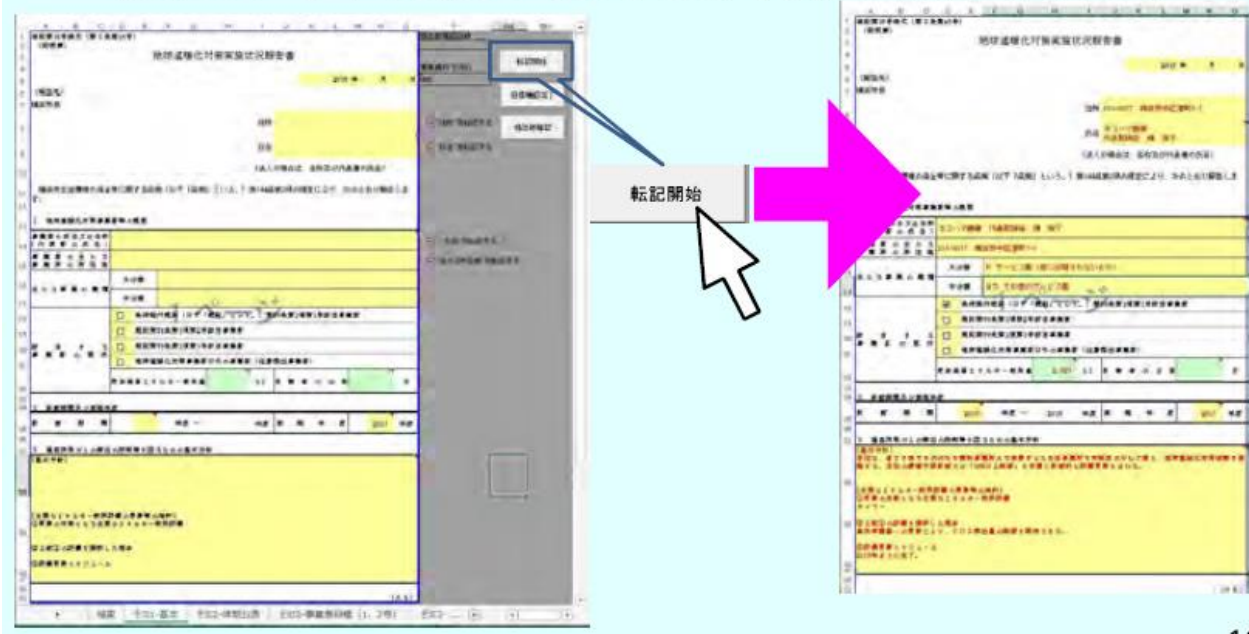
横浜市地球温暖化対策計画書制度（事例）

横浜市地球温暖化対策計画書制度では、対象事業者の負担軽減を目的とし、前年度の情報を新しい報告書に自動転記するサポートツールを提供しています。転記の手間と転記ミスを解消することができます。

<サポートツール（横浜市）>

① サポートツール（2/2）

前年度作成した報告書・計画書、今年度の作成シート情報が、今年度の新しい報告書に、自動で転記されます。



(出典) 横浜市環境創造局環境管理課 (2018)「横浜市地球温暖化対策計画書制度説明会 計画書・報告書の作成における注意事項」

3-1. 地球温暖化対策計画書制度の設計：(20) 情報の開示

地方公共団体が対象事業者(所)の取り組みを公開し、更なる取り組みを促すことが望めます。

静岡県温室効果ガス排出削減計画書制度（事例）

静岡県温室効果ガス排出削減計画書制度（平成28年度報告まで）では、静岡県のウェブサイトにおいて、事業者名、温室効果ガス排出量の目標と実績値、実施した措置等を公表していました。

<計画書と報告書の公開方法（静岡県）>



平成27年度実績(H28年度報告)

○温室効果ガス排出削減計画書一覧（静岡県地球温暖化防止条例施行規則第3条第1号に該当する事業者）

事業者名称	温室効果ガス排出量		削減目標(削減目標の指標となったものに★印)			27年度に実施した措置	特記事項 (27年度に実施した措置のほか、地球温暖化の防止のために取られたこと等)
	基準年度 排出量 A (t-CO2)	計画終了年度 排出量 B (t-CO2)	削減目標	27年度 排出実績	削減目標		

平成26～28年度計画

○温室効果ガス排出削減計画書一覧（静岡県地球温暖化防止条例施行規則第3条第1号に該当する事業者）

事業者名称	温室効果ガス排出量		削減目標(削減目標の指標となったものに★印)	
	基準年度 排出量 A (t-CO2)	計画終了年度 排出量 B (t-CO2)	削減目標	削減目標

(出典) 静岡県くらし・環境部環境局環境政策課「静岡県地球温暖化防止条例に基づく温室効果ガス排出削減計画書制度の改正」

3-1. 地球温暖化対策計画書制度の設計：（21）情報の開示

□ 地方公共団体のみならず、対象事業者(所)においても、計画書や報告書を公開することが望めます。

さいたま市環境負荷低減計画制度（事例）

・さいたま市環境負荷低減計画制度では、市民（地域住民）、ユーザー（消費者）、取引先、株主や投資家、金融機関、環境団体、行政等ステークホルダーに対するCSR（企業の社会的責任）を果たすとの考えから、対象事業者に対して環境負荷低減計画の公表を義務付けています。

<環境負荷低減計画の公表（さいたま市）>

(1) 事業者が公表する事項と方法

事業者が必ず公表しなければならないもの（義務）とその他公表が望まれるもの（任意）及び方法を下表に示します。

	公表事項	公表方法
事業者の義務	<ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷低減計画 ・取組チェックシート 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内で閲覧又は掲示（ただし、計画等の閲覧を希望する者が容易に閲覧できるよう場所、時間等に配慮してください）
公表の例示（任意）	<ul style="list-style-type: none"> ・負荷チェックシート ・環境レポート（環境報告書） ・環境負荷低減計画の内容を分かりやすく整理したもの ・環境データ集 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者のホームページの活用 ・新聞や雑誌、テレビの環境広告 ・環境パンフレットの作成 ・社内報の掲載や社員研修用としての活用等 ・その他

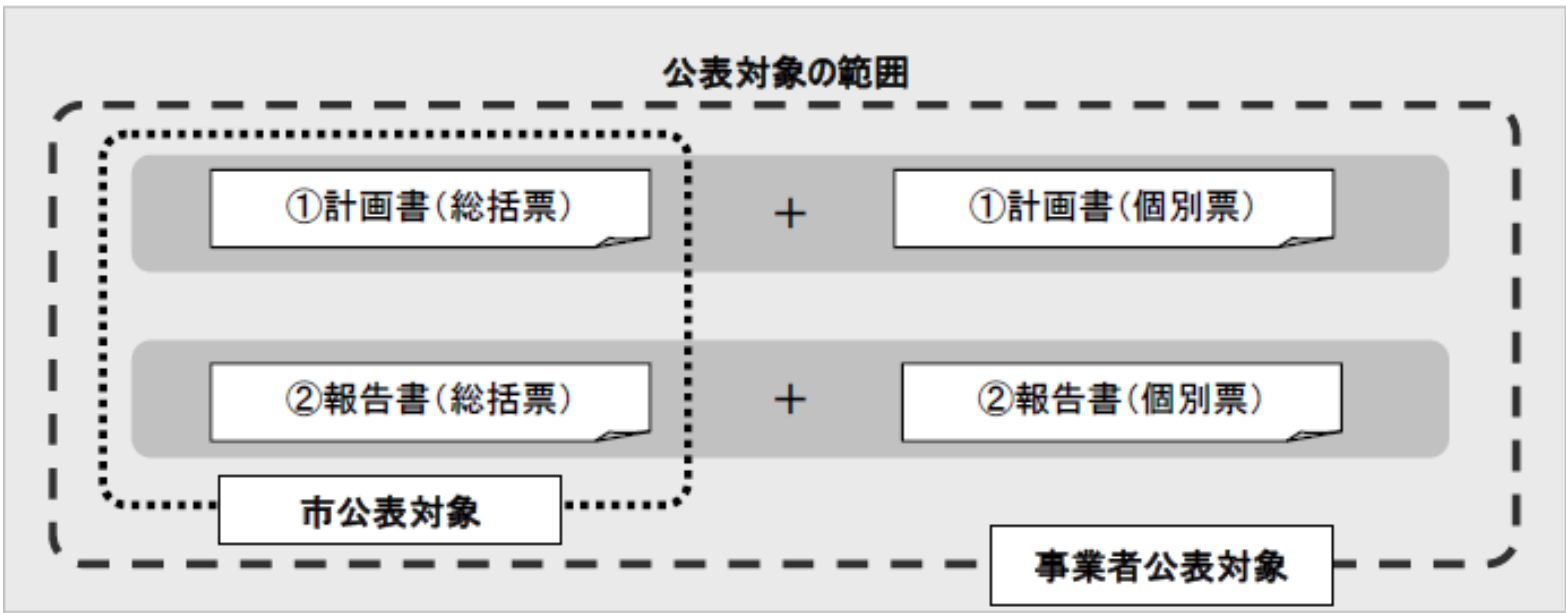
3-1. 地球温暖化対策計画書制度の設計：（22）情報の開示

□ 地方公共団体のみならず、対象事業者(所)においても、計画書や報告書を公開することが望まれます。

横浜市地球温暖化対策計画書制度（事例）

横浜市地球温暖化対策計画書制度は、作成マニュアルの中で、公表対象の範囲を示しています。事業者の公表に関しては、①ホームページでの公表、②窓口での閲覧、③冊子、④その他という4つの選択肢を示すとともに、①のホームページでの公表を推奨しています。

<計画書と報告書の公表対象の範囲（横浜市）>



(出典) 横浜市環境創造局 (2016年改訂版)「横浜市地球温暖化対策計画書等作成マニュアル」

3-1. 地球温暖化対策計画書制度の設計：(23) 評価

□ 優れた取り組みを行なった事業者を評価・公表することで、対象事業者に対して、更なる取り組みを促すインセンティブとすることも考えられます。

長野県事業活動温暖化対策計画書制度（事例）

・長野県事業活動温暖化対策計画書制度では、計画書と報告書について、県が、総括票と個別票それぞれ、S、AA、A、B、Cの5段階で評価を行い、このうち、SとAAに該当する事業者名を公表しています。

<評価基準（長野県）>

100点満点

表 1 評価基準

	評価	評価基準	適用対象
5段階評価	S	85 以上	条例第 12 条第 1 項第 1 号該当事業者が提出した計画書及び報告書の総括票
	AA	70 以上 85 未満	
	A	50 以上 70 未満	
	B	30 以上 50 未満	
	C	30 未満	
5段階評価	S	135 以上	・ 条例第 12 条第 1 項第 2 号該当事業者が提出した計画書及び報告書の総括票
	AA	120 以上 135 未満	
	A	100 以上 120 未満	・ 条例第 12 条第 1 項第 1 号該当事業者が提出した計画書及び報告書の個別票
	B	50 以上 100 未満	
	C	50 未満	

150点満点

(出典) 長野県 (2013年) 「事業活動温暖化対策計画指針」

3-1. 地球温暖化対策計画書制度の設計：（24）評価

□ 優れた取り組みを行なった事業者を評価・公表することで、対象事業者に対して、更なる取り組みを促すインセンティブとすることも考えられます。

横浜市地球温暖化対策計画書制度（事例）

・横浜市地球温暖化対策計画書制度では、全ての項目の総合評価ではなく、各評価項目において優良な事業者を公表しています。

<地球温暖化を防止する対策の実施の状況の報告への評価の項目と基準（横浜市）>

評価項目		評価基準
(ア)	削減目標の達成状況	目標排出量が最終年度（又は期間平均）排出量以上の場合には、「A」とします。
(イ)	基準排出量に対する削減状況	基準排出量より期間平均排出量が少ない場合には、「A」とします。
(ウ)	重点対策の実施状況	該当するすべての重点対策が『実施済』となる場合には、「A」とします。
(エ)	目標対策及び事業者の発意による対策の実施状況	目標対策及び事業者の発意による対策の効果が優良と認められる場合は「A」以上とする。
(オ)	再生可能エネルギー利用設備等の導入状況	太陽熱利用設備及び太陽光発電設備などの再生可能エネルギー利用設備、及び温室効果ガスの排出の抑制に著しく寄与する機械器具を導入している場合であって、優良と認められる場合には、「A」とします。
(カ)	低公害かつ低燃費な車の導入状況	指針別表4に定める方法により算定した低公害かつ低燃費な車の導入割合が30%以上となる場合には、「A」とします。
(キ)	その他の地球温暖化を防止する対策の取組状況	指針4(3)に規定する対策を実施している場合であって、市が実施する地球温暖化を防止する対策に関する施策との連携や、他の事業者の模範となる対策を実施するなど、優良と認められる場合には、「A」とします。

(出典) 横浜市ウェブサイト“地球温暖化対策計画の評価結果の公表について”

3-1. 地球温暖化対策計画書制度の設計：（25）評価

- 優れた取り組みを行なった事業者を評価・公表することで、対象事業者に対して、更なる取り組みを促すインセンティブとすることも考えられます。

静岡県温室効果ガス排出削減計画書制度（事例）

- 静岡県温室効果ガス排出削減計画書制度では、温室効果ガスの排出の抑制を図るために実施した重点対策等の達成状況について、報告書の中で、事業者が自己評価を行っています。

<計画の達成状況に応じた自己評価の採点方法（静岡県）>

⑤ 自己評価

計画の達成状況に応じ、以下のとおり自己評価点（1項目につき最大5点、基本対策の合計における最大点（8項目以上実施した場合）は40点）を記入してください。

得点区分	計画の実施状況		削減効果の達成状況		得点
a	○	計画を記載した	○	計画目標を達成	5
b	○	計画を記載した	△	一部実施したが目標未達	3
c	○	計画を記載した	×	計画を実施しなかった	0
d	×	計画を記載していない	×	—	0

3-1. 地球温暖化対策計画書制度の設計：（26）評価項目例

□ 各部門・分野ごとに、以下に示す項目を評価項目とすることが望めます。

<考えられる評価項目（例）>

運輸部門	産業部門・業務その他部門	その他（横断的分野等）
自動車の燃料使用量の把握・管理	エネルギー使用量の把握・管理	推進体制の整備
次世代自動車の導入	設備の適正な維持・管理・運用	省エネ診断の受診等
エコドライブの推進	高効率の機器の導入	環境配慮製品の開発・製造
事業所内・店舗敷地内への電気自動車用充電器の設置	エネルギーマネジメントシステムの導入	グリーン購入の推進
充電サービス事業者への電気自動車用充電器の設置場所の提供	太陽光発電の導入	環境教育・学習の実施
モーダルシフト（鉄道や船舶による貨物輸送への転換）による物流の効率化	再生可能エネルギー電力の使用	クールビズ・ウォームビズの実施

※評価制度を設けている地方公共団体の事例などを参考に環境省にて作成

自治体における評価事例（おおさかストップ温暖化賞）

- ・イオンモール株式会社では、2020年度に2010年度比50%削減の省エネを目指した店舗全体での不断の省エネ・省CO₂への努力及びEV充電器設置(増設)やCO₂フリー電力の購入など先端的な取組みを行っている。
- ・様々な対策を幅広く継続的に実施しており、各対策が他の事業者の参考となる波及効果の高い取組みを行っていることから、「令和2年度 おおさかストップ温暖化賞 優秀賞」を受賞。



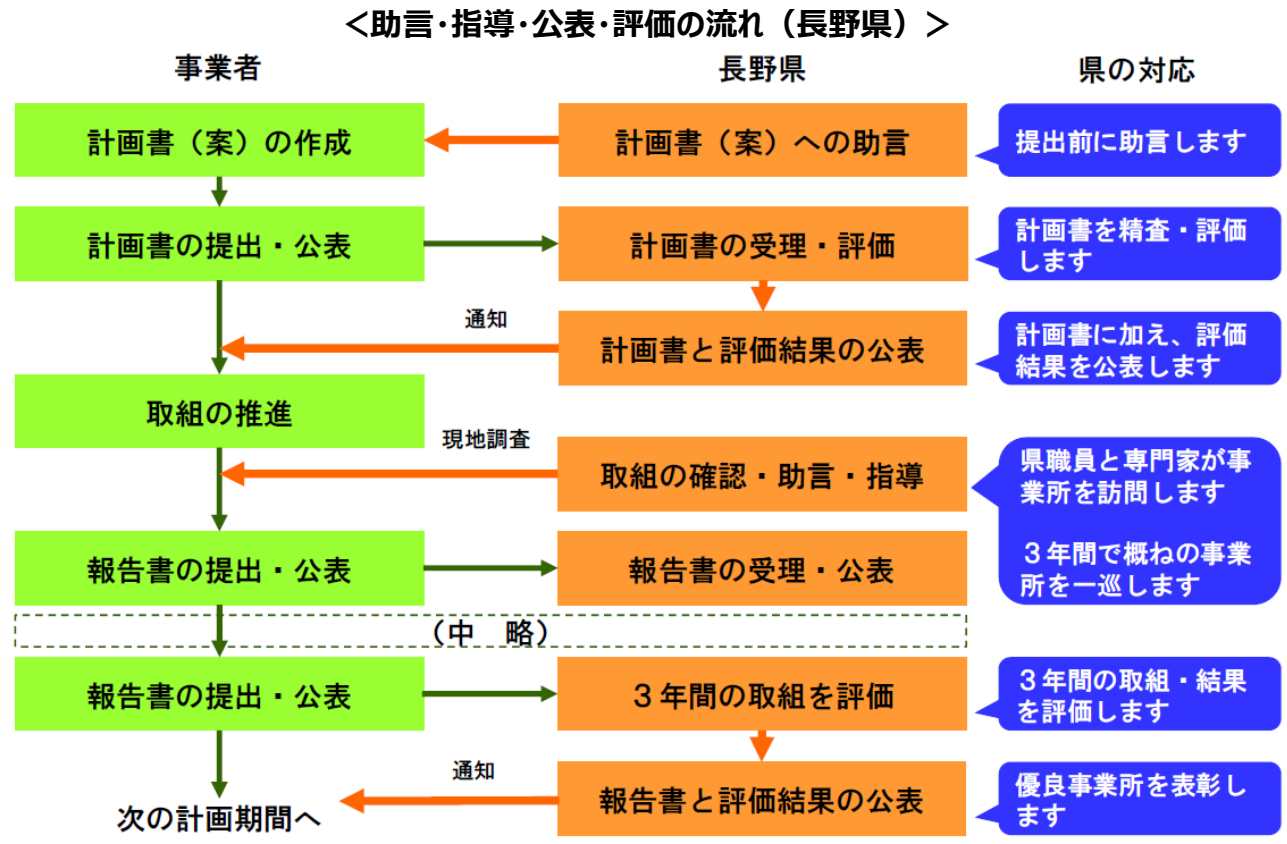
（出典）大阪府「おおさか気候変動対策賞」

3-1. 地球温暖化対策計画書制度の設計：（27）助言・指導

地球温暖化対策計画書制度の成果をもとに、地方公共団体が対象事業者(所)に助言や指導を行なうことが考えられます。

長野県事業活動温暖化対策計画書制度（事例）

長野県事業活動温暖化対策計画書制度では、県による計画書の提出前の助言、計画書と報告書の評価のほか、県職員と専門家が事業所を訪問し助言や指導を行なっています。



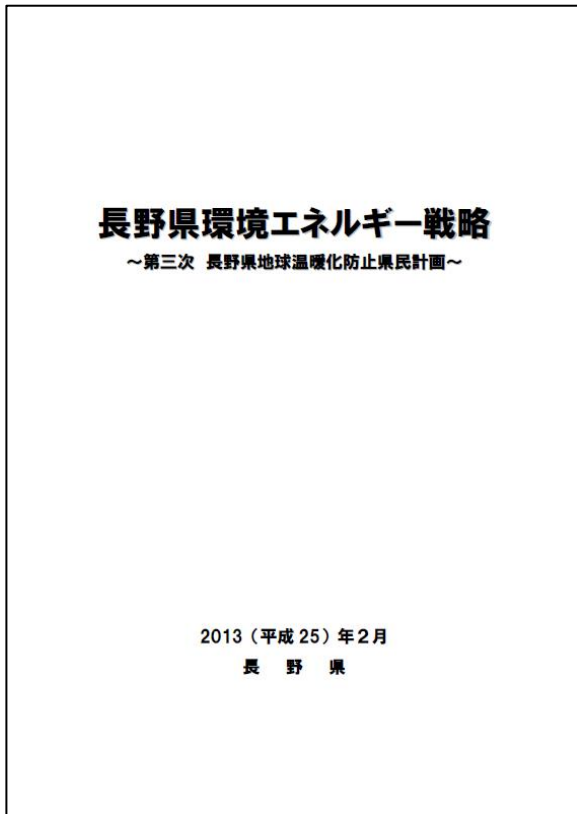
(出典) 長野県環境部環境エネルギー課 (2018) 「事業活動温暖化対策計画書制度」

3-2. 地方公共団体の計画等における位置付け：（1）

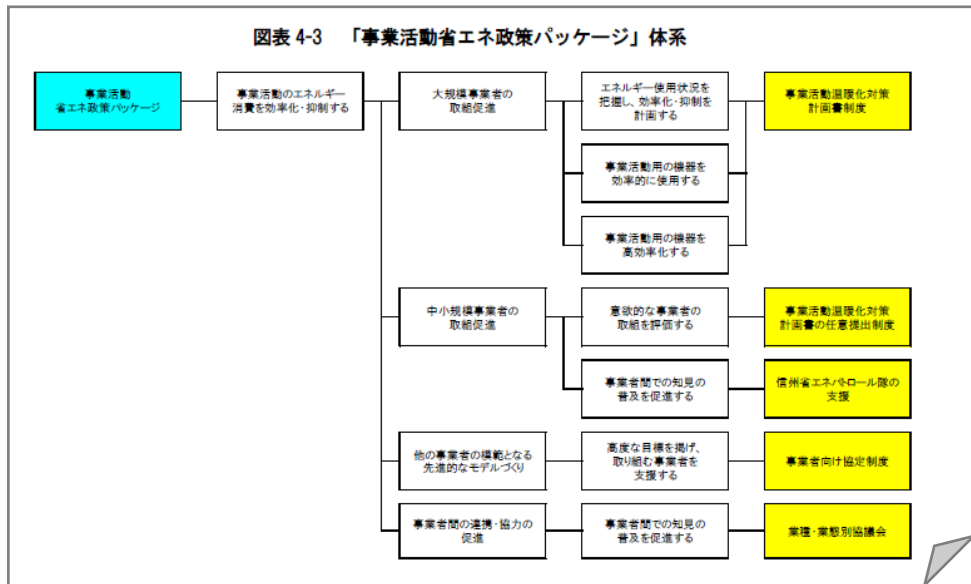
地球温暖化対策計画書制度を導入した場合、地方公共団体実行計画（区域施策編）において、事業活動に係る施策のひとつとして制度を位置付けることが考えられます。

長野県事業活動温暖化対策計画書制度（事例）

長野県事業活動温暖化対策計画書制度は、同県の地方公共団体実行計画（区域施策編）である、「長野県環境エネルギー戦略」において、事業活動省エネ政策パッケージの中に位置づけられています。



本文より抜粋



(出典) 長野県 (2013) 「長野県環境エネルギー戦略～第三次長野県地球温暖化防止県民計画～」

3-2. 地方公共団体の計画等における位置付け：（2）

- 地球温暖化対策計画書制度を導入した場合、地方公共団体実行計画（区域施策編）において、行政の推進する施策のひとつとして制度を位置付けることも考えられます。

秋田県地球温暖化対策推進条例計画書制度（事例）

- 秋田県地球温暖化対策推進条例計画書制度は、同県の地方公共団体実行計画（区域施策編）である、「第2次秋田県地球温暖化対策推進計画」において、行政の省エネルギー対策の推進の施策に位置づけられています。

第2次秋田県地球温暖化対策推進計画

～ ストップ・ザ・温暖化あきた ～



秋田から 届け地球へ エコの風

平成29年3月

秋 田 県

本文より抜粋

5 各主体ごとに取り組む施策

温室効果ガスの削減目標を達成するには、行政はもとより県民、事業者が、それぞれの立場に応じた役割を果たし、様々な知恵を結集し、幅広く連携しながら取り組むことが不可欠です。

そのため、各主体のとるべき具体的な取組を示します。

（1）行政

① 省エネルギー対策の推進

- ・家庭での「エネルギーの見える化」
- ・事業所のエネルギー管理
- ・省エネ行動の種類や効果の情報発信
- ・家電、機器等の省エネ化
- ・住宅、建築物の高断熱化
- ・エコドライブの普及
- ・地方公共団体による率先行動による省エネ効果の実証
- ・条例計画書制度を踏まえた効果的な省エネ支援策の実施

3-2. 地方公共団体の計画等における位置付け：（3）

□ 地球温暖化対策計画書制度を導入した場合、地方公共団体のその他の計画において、計画書制度を位置付けることも考えられます。

さいたま市環境負荷低減計画制度（事例）

• さいたま市環境負荷低減計画制度は、同市の総合振興計画において、環境アメニティの分野の実施計画事業としても位置づけられています。

さいたま市総合振興計画
後期基本計画

後期実施計画

平成 30 (2018) 年度改定版

平成 30 (2018) 年度～平成 32 (2020) 年度

平成 30 年 1 2 月

本文より抜粋

第1章第1節 地域から取り組む「環境への負荷の少ない持続可能な社会」の実現

コード	事業名・事業概要・所管課				
1101	地球温暖化対策実行計画の推進 【創生 41102】				
	<p>「さいたま市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)」に基づき、市域及び市有施設の温室効果ガス排出量を削減するために、再生可能エネルギーの導入促進や省エネルギー化の推進、地球温暖化防止キャンペーンなどの普及啓発を行います。</p> <p>また、一定規模以上の事業者に対して、環境負荷の現況報告及び低減計画の提出を求めるとともに、事業者からの相談に応じ、指導を行います。</p>				
	<p>【最終目標】</p> <p>目標指標① 平成 32 年度までの 3 年間の累計で 484 件</p> <p style="text-align: right;">[環境創造政策課]</p>				
	目標指標	現状	各年度目標		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	①環境負荷低減計画提出者数	155 件	158 件	161 件	165 件

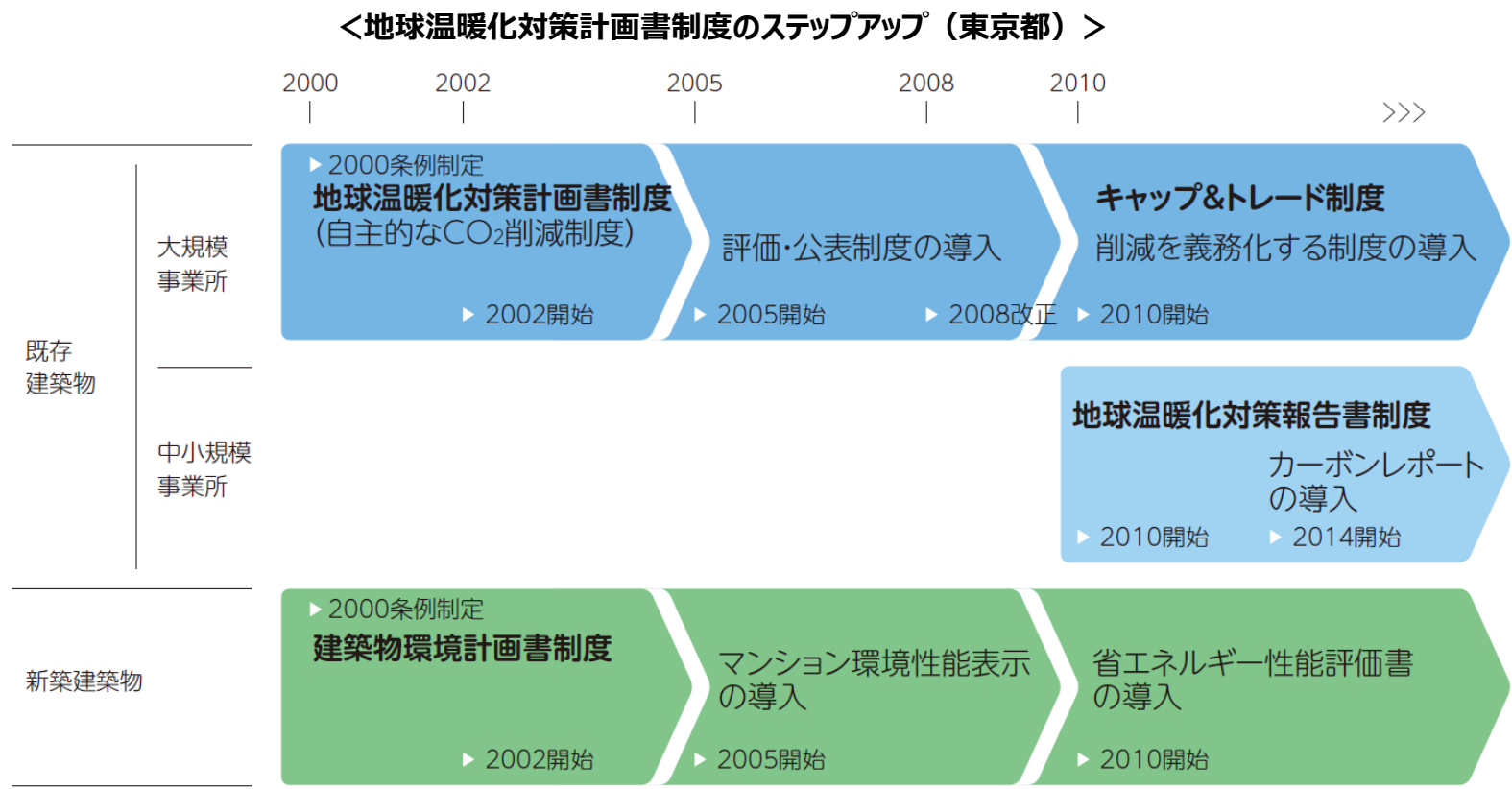
(出典) さいたま市 (2018) 「さいたま市総合振興計画 後期基本計画 後期実施計画」

3-3. 制度のステップアップの見通し

□ 計画書制度は、①事業者に計画書・報告書の提出を義務付け、公表を行なう段階から、②評価・公表・表彰、助言・指導等を通じて、事業者へ働きかける段階、③総量削減義務と排出量取引制度への発展等のステップアップの段階があるとされています。設計の段階で、導入以降のステップアップの見通しを予め立てることも考えられます。

東京都総量削減義務と排出量取引制度（事例）

• 東京都では、2002年に地球温暖化対策計画書制度を開始し、2005年から評価・公表制度を導入、2010年からキャップ&トレード制度へと、ステップアップをしています。

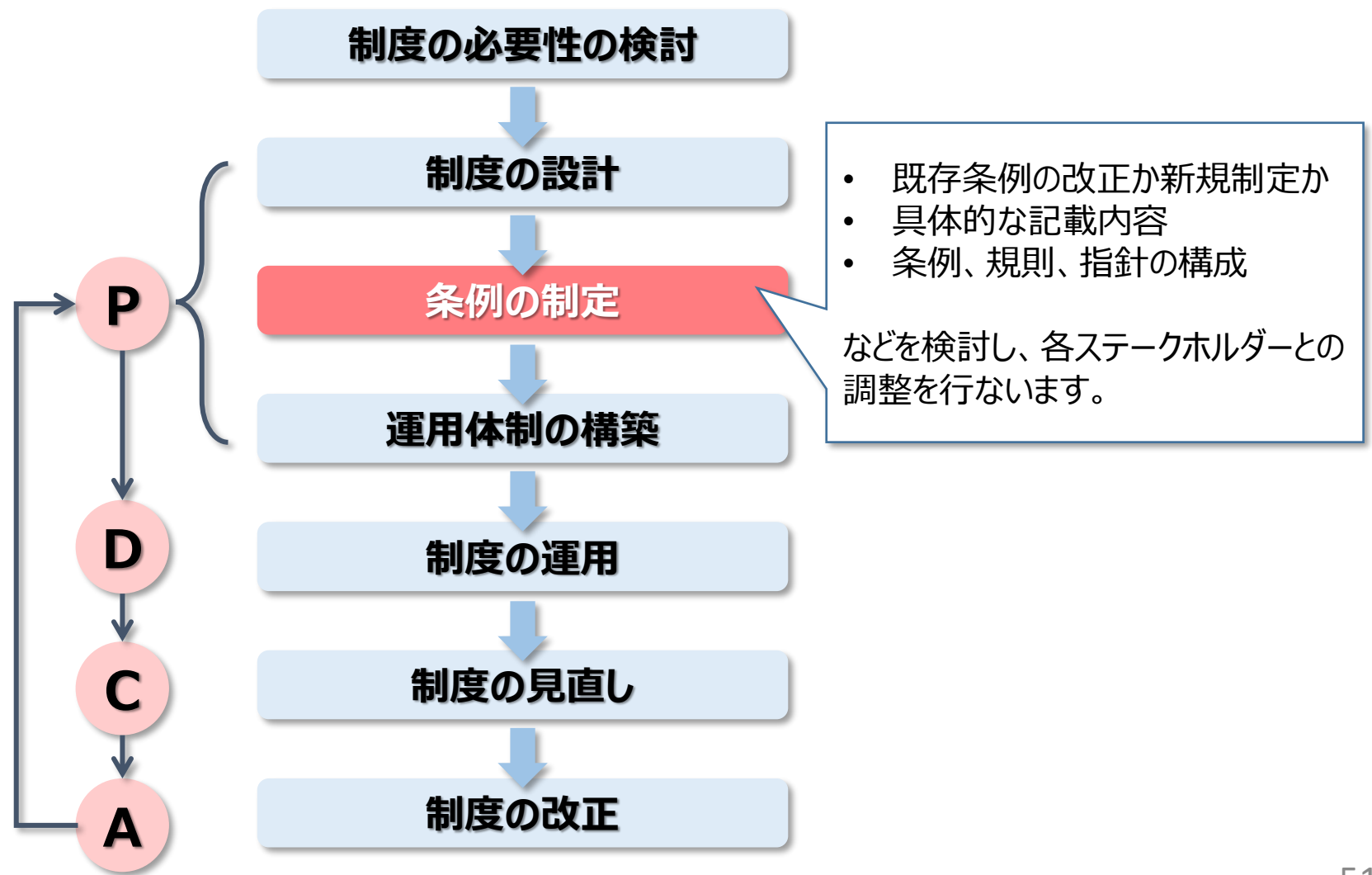


(出典) 東京都“環境先進都市・東京に向けて～CREATING A SUSTAINABLE CITY～”

3-4. 条例の制定：（1）

□ 設計した制度に基づき、条例を制定します。

<地球温暖化対策計画書制度の整備・運用プロセス>



3-4. 条例の制定：（2）

❑ 既存の条例改正または新規制定により、条例の中で地球温暖化対策計画書制度の導入を規定することが求められます。

秋田県地球温暖化対策推進条例計画書制度（事例）

・秋田県は、2011年に地球温暖化対策推進条例を公布し、翌2012年に地球温暖化対策推進条例計画書制度を開始しました。

<秋田県地球温暖化対策推進条例のパフレット>



温室効果ガス排出抑制計画書等の作成・提出

■温室効果ガスの排出量が相当程度多い事業者（特定事業者）は、「温室効果ガス排出抑制計画書」及び「温室効果ガス排出量等報告書」を作成し、知事あてに提出することが義務づけられました。（平成24年4月1日施行）

対象となる事業者（特定事業者）の範囲

- ①県内に設置しているすべての事業所に係る前年度のエネルギー使用量の合計が、原油換算で1,500kℓ以上の事業者。（フランチャイズチェーンは、加盟している県内全事業所の合計）
- ②県内に登録している自動車の前年度末日の台数が、トラック（被けん引車除く。）とバスは200台以上、タクシーは350台以上の自動車運送事業者。

計画書と報告書の概要

- ①「温室効果ガス排出抑制計画書」は、計画期間の初年度の7月末日までに、事業活動に伴う温室効果ガス排出量、抑制に関する目標、目標を達成するために実施する措置の内容等を記載した書類を作成し、県に提出することとなります。なお、計画期間は5箇年度以内で事業者が任意に定めることができます。
- ②「温室効果ガス排出量等報告書」は、計画期間の各年度の翌年度の7月末日までに、温室効果ガスの排出量、実施した措置の内容等を記載した書類を作成し、県に提出することとなります。

- 計画書や報告書の提出に当たっては、再生可能エネルギーの利用による算定量や、森林の保全及び整備等による算定量を排出抑制量にカウントすることができます。
- 知事は、計画書や報告書の提出があった時は、その概要を公表することとなっています。

（出典）秋田県「秋田県地球温暖化対策推進条例」

3-4. 条例の制定：（3）

❑ 地球温暖化対策計画書制度の制定には、地方公共団体の条例において記述することが必要です。条例は議会、規則は知事、指針は担当の部・課長等と決裁権限が異なることに留意し、それぞれの記載内容を検討することが望めます。

静岡県温室効果ガス排出削減計画書制度（事例）

・静岡県温室効果ガス削減計画書制度は、静岡県地球温暖化防止条例に基づいています。また、条例施行規則において対象者等を規定し、静岡県事業活動配慮指針において様式や行なうべき対策等を規定しています。報告様式の変更は、条例改正ではなく、指針の改正で柔軟に行なうことが可能です。

<静岡県地球温暖化防止条例と規則等の構成>

静岡県地球温暖化防止条例（平成19年3月20日）

（第1条）地球温暖化防止について、県、事業者、県民等の責務を明らかにする。
（第3条）県は、事業者等が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動に対して、技術的な助言その他の措置を講ずるよう努める。
（第4条）事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるよう努める。

⇒ 「温室効果ガス排出削減計画書制度」は、事業者が自ら温室効果ガスを削減するよう努力し、県がそれを支援するためのツール。
＝ 目標設定は事業者が自ら行い、達成できなかった場合等の罰則もなし。

静岡県地球温暖化防止条例施行規則

・対象者等を規定

静岡県事業活動環境配慮指針

・様式・行なうべき対策等を規定

温室効果ガス排出削減計画書等作成の手引き

・計画書等の記載方法・電子申請による提出方法等のマニュアル

（出典）静岡県くらし・環境部環境局環境政策課「静岡県地球温暖化防止条例に基づく温室効果ガス排出削減計画書制度の改正」

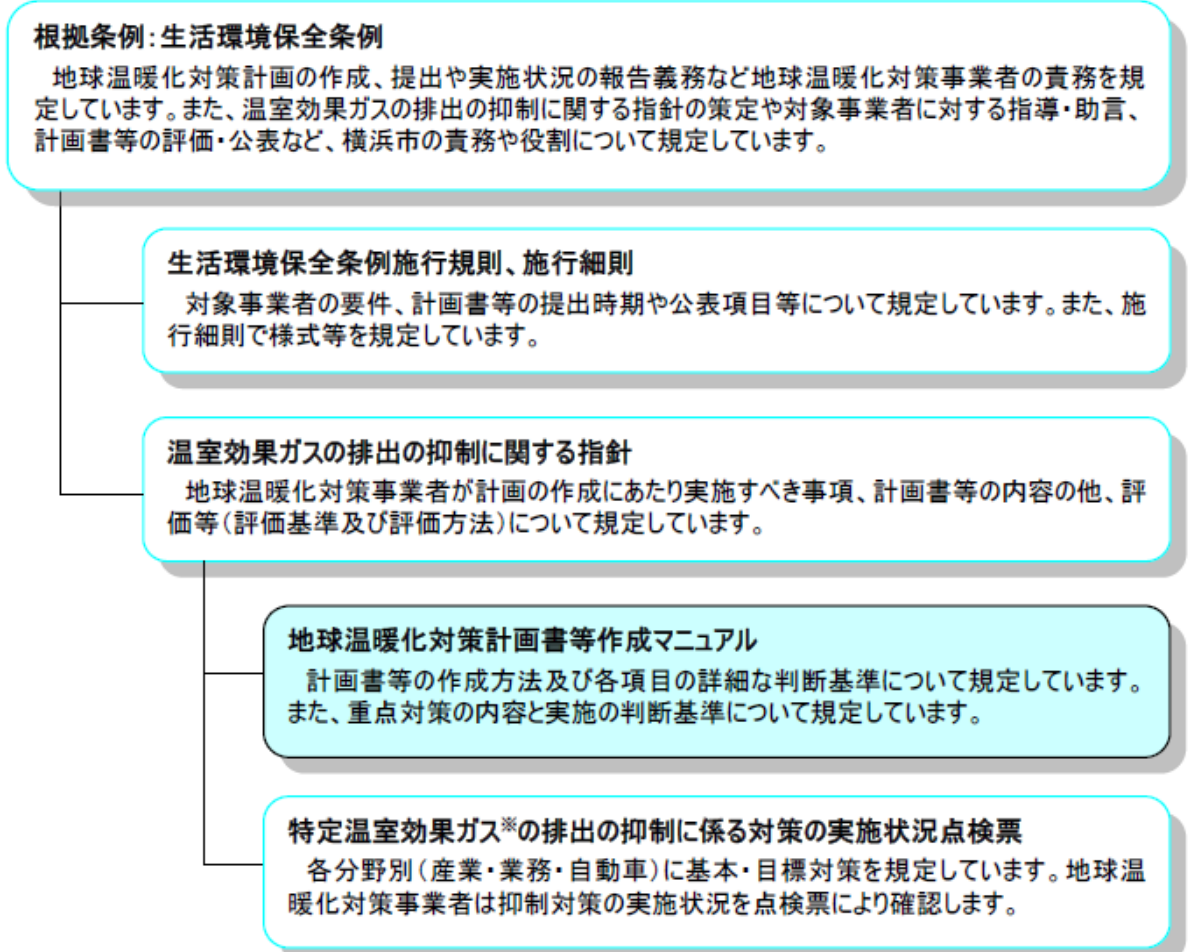
3-4. 条例の制定：（４）

□ 条例のほかにも、制度の詳細については、施行規則や施行細則、指針等で定めることも考えられます。

横浜市地球温暖化対策計画書制度（事例）

・横浜市地球温暖化対策計画書制度は、横浜市生活環境の保全等に関する条例（生活環境保全条例）を根拠条例とし、その細則を定めた施行規則、計画書等の作成方法や評価基準を定めた温室効果ガスの排出の抑制に関する指針等から構成されています。

<横浜市地球温暖化対策計画書制度の体系>



(出典) 横浜市環境創造局（2016年改訂版）「横浜市地球温暖化対策計画書等作成マニュアル」

3-4. 条例の制定：（5）

□ 設計した制度内容に基づき、条例において、計画書制度の作成、公表等について言及する必要があります。

静岡県地球温暖化防止条例より抜粋

第3章 事業活動に係る地球温暖化対策

（事業活動環境配慮指針）

第10条 知事は、事業者がその事業活動に伴う温室効果ガスの排出を効果的に抑制するために必要な事項に関する指針（以下「事業活動環境配慮指針」という。）を定めるものとする。

2 知事は、事業活動環境配慮指針を定め、又は変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。

（温室効果ガスの排出の量の把握）

第11条 事業者は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の把握に努めるものとする。

（温室効果ガス排出削減計画書の作成等）

第12条 **事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする事業者として規則で定める者（以下「特定事業者」という。）は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「温室効果ガス排出削減計画書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。**この場合において、**温室効果ガス排出削減計画書の作成は、事業活動環境配慮指針に基づいて行うものとする。**

(1) 特定事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 次号に規定する目標の基準となる事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量

(3) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るために実施する措置及び当該措置により達成すべき目標

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 **特定事業者以外の事業者は、前項の規定の例により、温室効果ガス排出削減計画書を作成し、知事に提出することができる。**

3 前2項の規定により温室効果ガス排出削減計画書を提出した事業者は、温室効果ガス排出削減計画書の内容を変更したときは、規則で定めるところにより、変更後の温室効果ガス排出削減計画書を知事に提出しなければならない。

（温室効果ガス排出削減報告書の提出）

第13条 前条第1項又は第2項の規定により**温室効果ガス排出削減計画書を提出した事業者は、規則で定めるところにより、温室効果ガスの排出の量及び温室効果ガス排出削減計画書（前条第3項の規定により変更後の温室効果ガス排出削減計画書を提出した事業者にあっては、当該変更後の温室効果ガス排出削減計画書）に記載した措置の実施状況を記載した報告書（以下「温室効果ガス排出削減報告書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。**

特定事業者による計画書の作成・提出

計画書の作成は指針に基づくこと

任意提出

報告書の提出

3-4. 条例の制定：（6）

□ 設計した制度内容に基づき、条例において、計画書制度の作成、公表等について言及することが必要です。

静岡県地球温暖化防止条例より抜粋

（温室効果ガス排出削減計画書等の公表）

第14条 **知事は、第12条第1項若しくは第2項の規定による温室効果ガス排出削減計画書の提出、同条第3項の規定による変更後の温室効果ガス排出削減計画書の提出又は前条の規定による温室効果ガス排出削減報告書の提出があったときは、速やかに、その概要を公表するものとする。**

<中略>

（勧告）

第30条 知事は、**第12条第1項若しくは第3項、第13条、第16条第1項若しくは第3項、第17条、第24条第1項若しくは第3項又は第25条の規定による提出又は届出（以下「提出等」という。）をすべき者が、正当な理由なく提出等をせず、又は虚偽の記載をして提出等をしたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、提出等を行い、又は提出等の内容を是正すべきことを勧告**することができる。

<中略>

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

計画書の公表

報告を怠った場合
の勧告

施行に必要な事項
は規則で定めること

3-4. 条例の制定：（7）

❑ 設計した制度内容と条例の内容に基づき、施行規則において、必要な事項の詳細について言及することが必要です。

静岡県地球温暖化防止条例施行規則より抜粋

(特定事業者)

第3条 条例第12条第1項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

特定事業者の定義

<略>

(温室効果ガス排出削減計画書の作成等)

第4条 条例第12条第1項(同条第2項においてその例による場合を含む。第3項において同じ。)の規定による温室効果ガス排出削減計画書の作成は、**温室効果ガス排出削減計画書を提出する日の属する年度から3箇年度(以下「計画期間」という。)**を対象とし、**事業所(前条第2号及び第3号に掲げる者にとっては、事業者)ごとに行うものとする。**

計画期間や報告の主体

2 条例第12条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項(第1号及び第2号に掲げる事項については、当該特定事業者が前条第1号又は第4号に掲げる者である場合に限る。)とする。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 事業所において行われる事業
- (3) 計画期間
- (4) その他知事が必要と認める事項

計画書の提出期限

3 条例第12条第1項の規定による**温室効果ガス排出削減計画書の提出は、計画期間の初年度の7月末日までに行うものとする。**

<略>

報告書の提出期限

(温室効果ガス排出削減報告書の提出)

第6条 条例第13条の規定による温室効果ガス排出削減**報告書の提出は、計画期間の各年度の翌年度の7月末日までに行うものとする。**

3-4. 条例の制定：（8）

□ 条例の制定に際してのステークホルダーからの意見に対しては、以下のような対応を行なうことが考えられます。

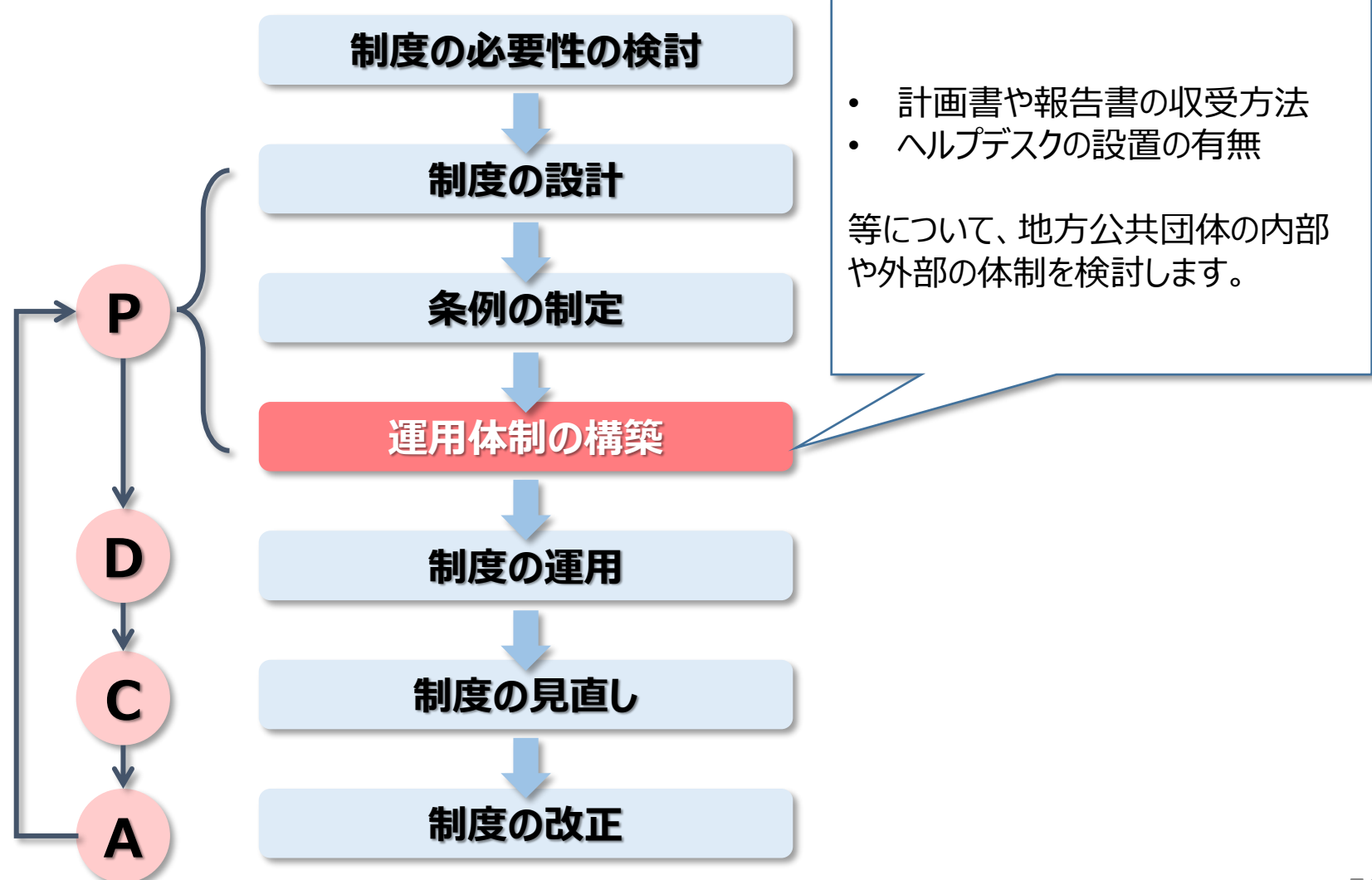
＜想定される意見と対応方法＞

意見		対応方法
対象事業者	重複報告への懸念	<ul style="list-style-type: none"> 国の制度での報告内容を、可能な範囲で活用できるようにする。 県と市の双方に提出する場合は、可能な範囲で両者の整合を図る。 計画書制度は排出削減のPDCA構築等が重要である旨を説く。
	報告負担への懸念	<ul style="list-style-type: none"> 対策の記載を自由記載式ではなく、選択式にする。 排出削減のためのガイドブックやガイドラインを提供する。 年度の終わりから、提出時期まで十分な時間を取る。
	削減負荷の懸念	<ul style="list-style-type: none"> 削減目標が達成できなかつたとしても罰則を伴わないものとする。 総量削減目標とともに、原単位での目標設定も認める。 排出削減のためのガイドブックやガイドラインを提供する。 エネルギーの削減がコスト削減とCO2削減につながることを説く。
	情報公開への懸念	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が利益を害する恐れがある情報については非公開とすることが可能である旨を条例で記載する。
その他関係者	地方公共団体での取り組みの意義	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体での施策検討のためにデータが必要である旨を説く。 計画書制度は排出削減のPDCA構築等が重要である旨を説く。
	対象事業者以外の取り組みの必要性	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業者以外の任意提出を可能にする。 中小規模事業者への制度拡張も可能である旨を説く。

3-5. 運用体制の構築：（1）

□ 設計した制度の内容や条例の記載に基づき、地方公共団体内外の運用体制を構築します。

<地球温暖化対策計画書制度の整備・運用プロセス>



3-5. 運用体制の構築：（2）計画書や報告書の收受方法

- 計画書や報告書の提出方法として大きく、①専用の電子システムでの提出、本庁担当への提出、地域事務所や振興局等への提出という3つの方法があり、地方公共団体の電子システムの導入状況や、対象事業者(所)数などから、適切な方法を選択することが望めます。

<計画書や報告書の收受方法>

	電子申請	電子メール	郵送	持参
①専用電子システム	○	—	—	—
②本庁担当	—	○	○	○
③地域事務所・振興局等	—	○	○	○

3-5. 運用体制の構築：（3）計画書や報告書の收受方法

□ 運用体制として、計画書や報告書の收受については地域の事務所や振興局等で行なうことも考えられます。

愛知県地球温暖化対策計画書制度（事例）

・愛知県地球温暖化対策計画書制度では、事業者ごとの主な事業所の所在する地域を管轄する県事務所等へ提出します。

<計画書等の提出先（愛知県）>

県事務所等	所管市町村
尾張県民事務所 環境保全課	一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、清須市、北名古屋市、豊山町、大口町、扶桑町（環境保全第一グループ） 瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町（環境保全第二グループ）
尾張県民事務所 海部県民センター 環境保全課	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
尾張県民事務所 知多県民センター 環境保全課	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
西三河県民事務所 環境保全課	岡崎市、西尾市、幸田町（環境保全第一グループ） 碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市（環境保全第二グループ）
西三河県民事務所 （豊田庁舎） 豊田加茂環境保全課	豊田市、みよし市
東三河総局 環境保全課	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市
新城設楽振興事務所 環境保全課	新城市、設楽町、東栄町、豊根村

（出典）愛知県環境部地球温暖化対策室「地球温暖化対策計画書制度の改正に係る説明会」

3-5. 運用体制の構築：（４）ヘルプデスクの設置

- 運用体制として、対象事業者からの計画書や報告書の作成相談等を受けるヘルプデスクを設けることも考えられます。

横浜市地球温暖化対策計画書制度（事例）

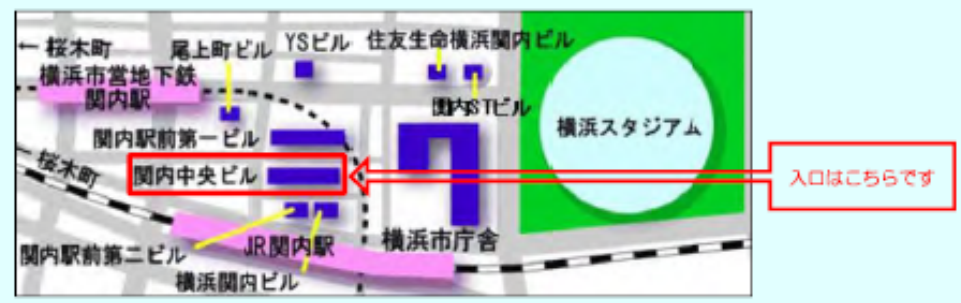
- 横浜市地球温暖化対策計画書制度では、計画書等の提出時期にヘルプデスクを開設し、作成した書類の添削や相談等を受け付けています。

<ヘルプデスクの案内（横浜市）>

ヘルプデスク開設のご案内（1/2）

- 5月25日（金）～7月31日（火）まで、ヘルプデスクを開設します。

開設時間；9：00～17：00（12～13時を除く）
開設場所；**関内中央ビル8階（89番窓口手前）**
環境創造局 環境保全部 環境管理課



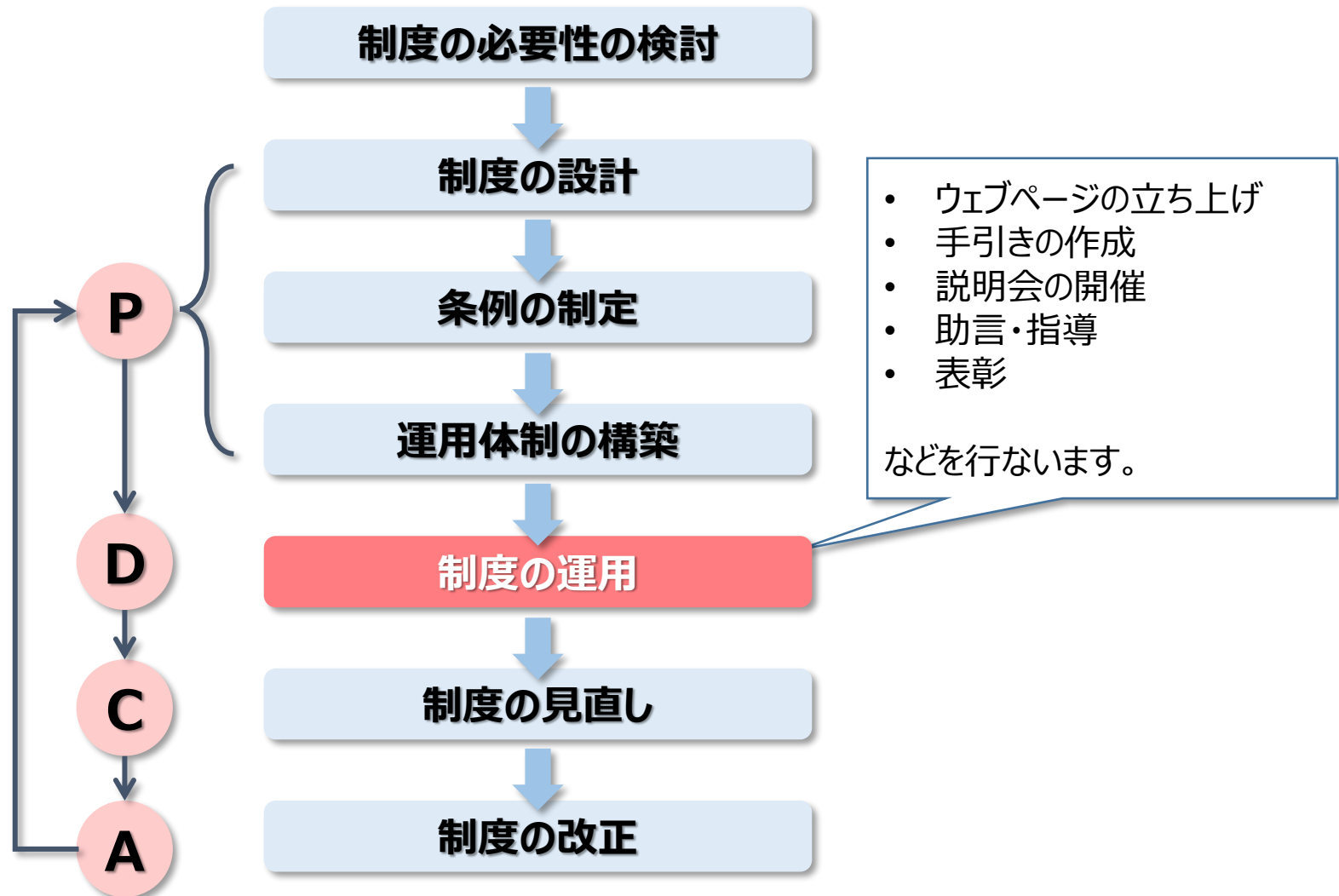
（出典）横浜市環境創造局環境管理課（2018）「横浜市地球温暖化対策計画書制度説明会 計画書・報告書の作成における注意事項」

4. 地球温暖化対策計画書制度の運用

4-1. 制度の運用：（1）

□ 計画に基づき制度の運用を実施することが必要です。

<地球温暖化対策計画書制度の整備・運用プロセス>



4-1. 制度の運用：（2）ウェブページの立ち上げ

□ 様式や手引き等の提供や計画・報告書の公開の場として、制度ウェブページを立ち上げることが望めます。

神奈川県事業活動温暖化対策計画書制度（事例）

・神奈川県事業活動温暖化対策計画書制度のウェブページでは、様式ダウンロードサイトへのリンクや計画書作成の手引き、よくあるQ&Aなどの情報を提供しています。また、計画書等の公表も行なっています。

<神奈川県事業活動温暖化対策計画書制度のウェブページ>

事業活動温暖化対策計画書制度

印刷用ページを表示 掲載日：2019年2月21日

地球環境・温暖化

提供メニュー

- 制度概要
- 様式類ダウンロード
- 計画書作成の手引き（別紙1～4を含む）・事例集
- 計画書等の公表
- よくあるQ&A

県の重点施策

- ヘルスケア・ニューフロンティア
- ME-BYO 未病の改善
- ROBOT TOWN SAGAMI さがみロボット産業特区
- 県南地域活性化プロジェクト
- かながわスマートエネルギー計画
- 東京2020 オリンピック・パラリンピック競技大会
- ラグビーワールドカップ 2019®
- MAGCUL マケカル
- ともに生きる！

事業活動温暖化対策計画書制度とは

事業活動温暖化対策計画書制度は、事業活動に伴い排出される温室効果ガスの削減に向けた積極的な取組を促進するため、一定規模以上の事業活動を行う県内の事業者に対し、温室効果ガスの自主的な削減目標や削減対策等を記載した計画書の提出を義務づけ、その概要を県が公表する制度です。

制度の概要や手続きの流れは、下記の事業活動温暖化対策計画書制度リーフレットをご覧ください。

- A4版[PDFファイル/259KB]
- A3版（見開き仕様）[PDFファイル/258KB]

対象となる事業者

特定大規模事業者 ⇒提出義務あり

第1号該当事業者

県内に設置しているすべての工場又は事務所その他の事業場（以下、「工場等」という）において、前年度の原油換算エネルギー使用量が1,500kl以上の事業者（次号に示す対象となるものを除く）

第2号該当事業者

連鎖化事業者*のうち、当該連鎖化事業者が県内に設置しているすべての工場等及び加盟者*が県内に設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等において前年度の原油換算エネルギー使用量が1,500kl以上の事業者

第3号該当事業者

前年度末日現在において県内に使用の本拠の位置を有する自動車を100台以上使用する事業者

* 連鎖化事業者とは、定型的な約款に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であって、当該約款に、当該事業に加盟する者（加盟者）が設置している工場等におけるエネルギーの使用の条件に関する事項であって知事が定めるものに係る定めがあるものを行う者をいいます。具体的にはフランチャイズチェーン等が該当します。

4-1. 制度の運用：（3）手引きの作成

- 対象事業者(所)における計画書・報告書の作成を支援するため、また円滑な運用のため、作成の手引き等を作成することが望めます。

さいたま市環境負荷低減計画制度（事例）

目次より抜粋

第I章「さいたま市環境負荷低減計画制度」の概要

- 1 今年度の変更点
- 2 対象事業者
- 3 「環境負荷低減計画」の提出
- 4 「環境負荷低減計画」の公表
- 5 「環境負荷低減計画」の作成
- 6 環境負荷低減主任者の選任、職務及び届出
- 7 「環境負荷低減計画」に沿った取組の実施
- 8 取組結果の評価と「環境負荷低減計画」の見直し
- 9 「環境活動評価プログラム－エコアクション21-」との関係
- 10 「埼玉県地球温暖化対策推進条例（平成21年埼玉県条例第9号）」との関係

第II章「さいたま市環境負荷低減計画」の作成要領（提出義務事業者用）

- 様式第1号環境負荷低減計画作成（変更）報告書
- 様式第48号環境負荷低減主任者選任届出書
- 環境負荷低減計画様式③-1
- 環境負荷低減計画様式③-2
- 環境負荷低減計画様式③-3
- 環境負荷低減計画様式③-4

第III章チェックシート（提出義務事業者用）

- 様式④取組チェックシート
- 様式⑤-1負荷チェックシート
- 様式⑤-2負荷チェックシート
- 様式⑤-3負荷チェックシート

第IV章「さいたま市環境負荷低減計画」の作成要領（提出任意事業者用）

- 提出義務事業者との違い
- 様式第1号環境負荷低減計画作成（変更）報告書
- 環境負荷低減計画様式③-1
- 環境負荷低減計画様式③-2、③-3
- 環境負荷低減計画様式③-4

第V章チェックシート（提出任意事業者用）

- 様式④取組チェックシート
- 様式⑤-1チェックシート

第VI章資料

- 産業分類名及び番号
- 環境負荷低減計画提出前確認シート（提出義務事業者用）
- 環境負荷低減計画提出前確認シート（提出任意事業者用）
- さいたま市環境負荷低減計画作成に関する「よくある質問集 Q&A」



4-1. 制度の運用：（４）説明会の開催

□ 対象事業者等向けに説明会を実施し、制度への理解を促進することが望めます。

横浜市地球温暖化対策計画書制度（事例）

- 横浜市地球温暖化対策計画書制度の制度説明会では、制度概要のほか、計画書・報告書作成の注意点、前年度に表彰を受けた事業者の省エネの取り組みの紹介を行ないました。また、説明会開催前に質問の募集を行ないました。

<制度説明会の開催案内（横浜市）>

横浜市地球温暖化対策計画書制度説明会

日時：平成30年5月24日（木） 14:00～17:00（予定）

場所：西公会堂（住所：西区岡野1-6-41 ★横浜駅より徒歩10分）

開場 13:30より

参加
無料

説明会概要

横浜市地球温暖化対策計画書制度の説明会を開催します。今年度の説明会は、計画書・報告書の作成において、作成シートの内容や過年度の計画書、報告書の内容を転記することで提出書類の作成をよりスムーズに進めることができるツールの説明を行います。また昨年度の優良事業者による省エネ事例紹介を行います。

【プログラム（予定）】

- ◎ 計画書制度の概要
- ◎ 計画書・報告書の作成における注意点
・昨年度からの変更点について（作成ツールの説明）
- ◎ 省エネ取組の事例紹介
平成29年度ヨコハマ温暖化対策賞を受賞された事業者による事例紹介
田辺三菱製薬株式会社様

会場地図



<説明会の質問用紙（横浜市）>

横浜市地球温暖化対策計画書制度説明会 質問用紙

- 計画書制度ホームページに掲載されている、計画書作成マニュアル、報告書作成マニュアル、よくある質問と回答、記入例（目標対策及び事業者の発意による対策の実施状況）等を御確認いただいた上で、御質問をお願いします。
- 御質問は一件毎にファイルをお付けてください。
- 説明会の準備の都合上、平成30年5月11日（金）17:00までにe-mailにて送付をお願いします。
送付先：ks-keikakusho@city.yokohama.jp


質問者情報	事業者名	
	氏名	
	e-mail	
御質問事項		

4-1. 制度の運用：(5) 助言・指導

□ 対象事業者向けに削減事例の紹介等を行なうことで、排出削減の取り組み促進を図ることも考えられます。

神奈川県事業活動温暖化対策計画書制度（事例）

・神奈川県では、削減対策事例集の中で、対策の内容や定量的な対策効果等を示しています。また、中小規模事業者にも取り組みやすい事例には★印を付しています。



工場等の削減対策事例集

平成27年4月

神奈川県環境農政局
環境部環境計画課

目次より抜粋

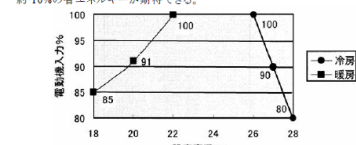
空気調和設備

- ★室内温度条件の緩和
- ★空調の運転時間短縮
- ★外気取入量の削減
冷暖房ミキシングロスの防止
- ★空調機ファンに省エネベルトを採用
- ★室外機への自動散水装置の設置
- ★パッケージ型空調機へのON/OFF制御の導入
- ★全熱交換器の導入
- ★給気ファンのインバーター化による動力の削減
- ★簡易間仕切りによる空調エリアの削減
冷温水ポンプの可変流量運転（VWV方式）の採用

冷凍機

- 熱交換器のスケール除去
- ★冷水出口温度の緩和
- 冷却水入口温度の設定変更
- 冷却水の水質管理の徹底
- ★冷却塔の充填材の清掃
- ★冷却水ポンプへのインバーター導入
フリークーリングの導入

削減対策の個票の例

対策の内容	★室内温度条件の緩和 区分番号 1201_3306 小分類 空気調和設備									
現状	冷温水発生器(使用エネルギー：都市ガス)とターボ冷凍機(使用エネルギー：電気)で空調を行っているが、温度設定は夏期が27℃、冬期が22℃となっている。									
対策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●空調機の設定温度を政府推奨の夏期28℃、冬期20℃に設定する。 ●下図より、設定温度を夏期は1℃、冬期は2℃改善することにより、空調熱源の約10%の省エネルギーが期待できる。  <p>図 冷暖房設定温度と圧縮動力(電動機入力)の関係 (出典：『ゼロの省エネルギーガイドブック』平成19年度(財)省エネルギーセンター発行)</p>									
計算の前提条件	①空調機能力：冷温水発生器 400USRT(COP1.1) ターボ冷凍機 300USRT(COP5.2) 注)USRT：米国冷凍トン ②年間稼働時間：下表のとおり。 <table border="1"> <tr> <th>冷暖モード</th> <th>冷温水発生器</th> <th>ターボ冷凍機</th> </tr> <tr> <td>冷房期</td> <td>2,200時間</td> <td>3,500時間</td> </tr> <tr> <td>暖房期</td> <td>1,500時間</td> <td>0時間</td> </tr> </table>	冷暖モード	冷温水発生器	ターボ冷凍機	冷房期	2,200時間	3,500時間	暖房期	1,500時間	0時間
冷暖モード	冷温水発生器	ターボ冷凍機								
冷房期	2,200時間	3,500時間								
暖房期	1,500時間	0時間								
地球温暖化対策効果	③空調機平均負荷率：70% ④都市ガス単位エネルギー：45.0GJ/千 m^3 ⑤冷暖房温度の低減：夏期27℃から28℃(熱源負荷削減率11%) 冬期22℃から20℃(熱源負荷削減率9%) ⑥電力料金：15.1円/kWh、都市ガス料金：100.8円/ m^3 ⑦排出係数：電気 0.530t-CO $_2$ /千kWh、都市ガス 0.0136 t-C/GJ 【削減エネルギー量】 熱源設備のエネルギー消費量は、 空調機能力(冷凍トン)/COP×空調機負荷率×3,024kcal/USRT-h×4.184kJ/kcal で算出する。 都市ガス 400USRT/1.1×0.7×3,024kcal/USRT-h×4.184kJ/kcal=3,221GJ/h 3,221GJ/h/45.0GJ/千 m^3 =0.072千 m^3 /h 都市ガス削減量は、 300USRT/5.2×0.7×3,528kWh/USRT-h=142kW 都市ガス削減量は、 0.072千 m^3 /h×2,200h/年×0.11+0.072千 m^3 /h×1,500h/年×0.09=27.1千 m^3 /年 電力削減量は、 142kW×3,500h/年×0.11=54.7千kWh/年 【削減金額】 都市ガス 27.1千 m^3 /年×100.8円/ m^3 =2,732千円/年 電気 54.7千kWh/年×15.1円/kWh=826千円/年 合計 2,732千円/年+826千円/年=3,558千円/年 【削減CO $_2$ 量】 都市ガス 27.1千 m^3 /年×45.0GJ/千 m^3 ×0.0136 t-C/GJ×44.12=60.8 t-CO $_2$ /年 電気 54.7千kWh/年×0.530 t-CO $_2$ /千kWh=29.0 t-CO $_2$ /年 合計 60.8 t-CO $_2$ /年+29.0 t-CO $_2$ /年=89.8 t-CO $_2$ /年									

(出典) 神奈川県事業活動温暖化対策計画書制度ウェブページ

4-1. 制度の運用：（6）助言・指導

- 対象事業者向けに省エネルギー対策のセミナーなどの情報提供を行なうことで、省エネの取り組み促進を図ることも考えられます。

神奈川県、横浜市、川崎市（事例）

- 神奈川県、横浜市、川崎市は共同で、地球温暖化対策計画書制度対象事業者等向けの省エネルギー対策セミナーを開催しています。

<省エネルギー対策セミナーの開催案内（神奈川県、横浜市、川崎市）>

The screenshot shows a website page with a dark blue header containing navigation icons for '暮らし・安全・環境', '健康・福祉・子育て', and '教育・文化・スポーツ'. Below the header is a breadcrumb trail: 'ホーム > 暮らし・安全・環境 > 生活と自然環境の保全と改善 > 地球環境・温暖化 > 事業活動温暖化対策計画書制度 > 【終了しました】事業活動省エネルギー対策セミナーのお知らせ'. The main content area has a title '【終了しました】事業活動省エネルギー対策セミナー開催のお知らせ' and a sub-header '印刷用ページを表示 掲載日：2019年2月21日'. The text describes the seminar's purpose: to promote the transition to a low-carbon society and reduce CO2 emissions through the 'Business Activity Carbon Footprint Reduction Plan' system. It states that the seminar is for business operators in Kanagawa, Yokohama, and Kawasaki, providing information and hints on energy-saving measures. The details are as follows:

- 1 日時**
平成31年2月14日（木曜日） 14時15分から16時30分
- 2 会場**
川崎市産業振興会館 1階ホール（川崎市幸区堀川町66番地20） [<会場への行き方はこちら>](#)
- 3 定員**
470名
- 4 費用**
無料
- 5 プログラム**

4-1. 制度の運用：（7）表彰の実施

- 顕著な成果を挙げた事業者の表彰を行なうことで、対象事業者に対して、更なる取り組みを促すインセンティブとすることも考えられます。

横浜市地球温暖化対策計画書制度（事例）

- 横浜市では、ヨコハマ温暖化対策賞という表彰制度を設けており、平成30年度は、前年度に報告書を提出した308事業者の中から、大幅な温室効果ガス排出量削減などの顕著な実績をあげた19事業者を表彰しました。
- 事業者個々の取組のほか、事業者間の連携の取組についても表彰を行いました。
- 同時に開催されたポスターセッションでは、各社の取り組みに関する情報交換が行なわれました。

<ヨコハマ温暖化対策賞 表彰式（横浜市）>



<ヨコハマ温暖化対策賞 ポスターセッション（横浜市）>

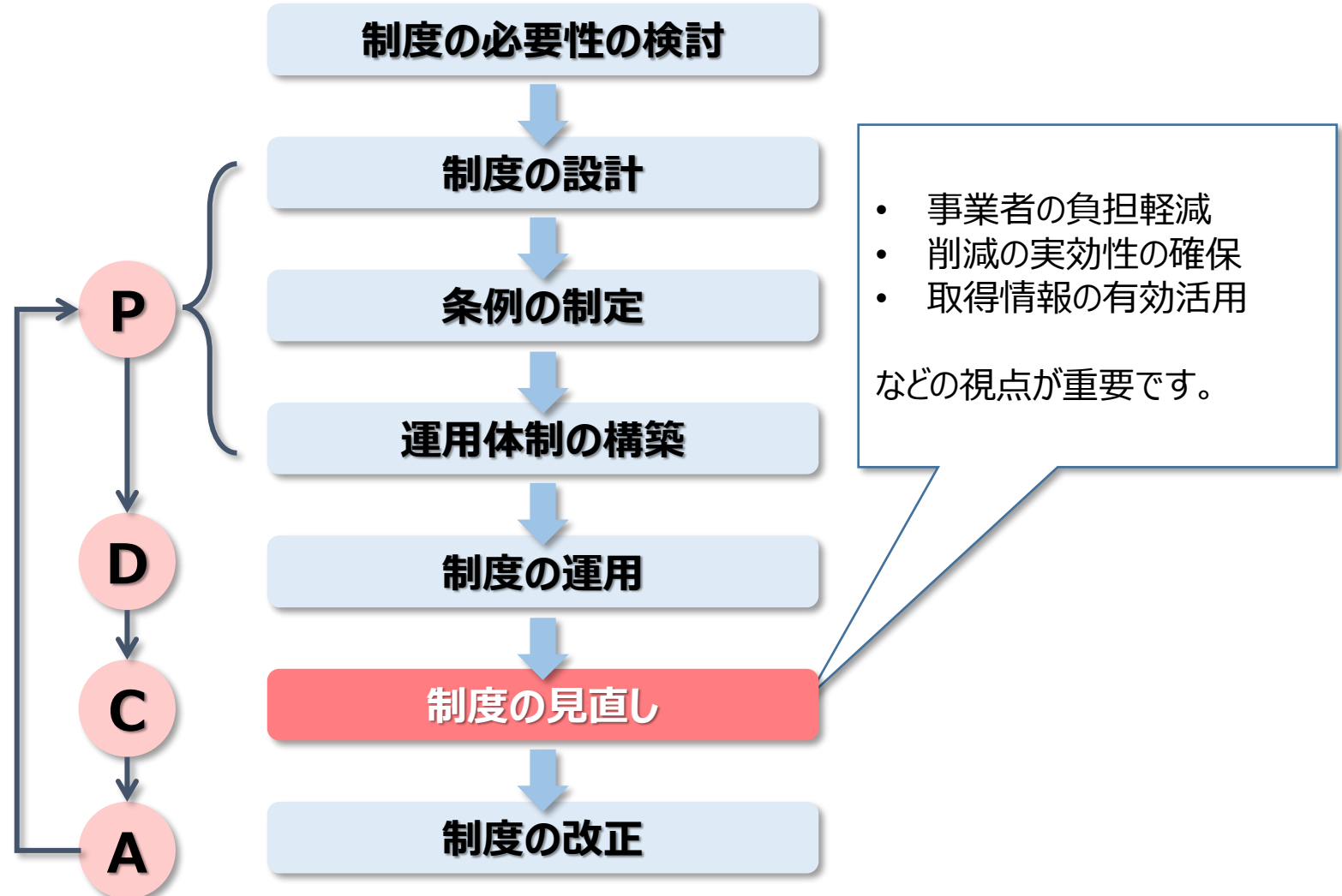


5. 地球温暖化対策計画書制度の見直し・改正

5-1. 制度の見直し：（1）

□ 制度実施の成果や課題、事業者とのコミュニケーションから得られた視点、気候変動対策をめぐる国内外の状況等に基づき、地球温暖化対策計画書制度の見直しを行なうことが望まれます。

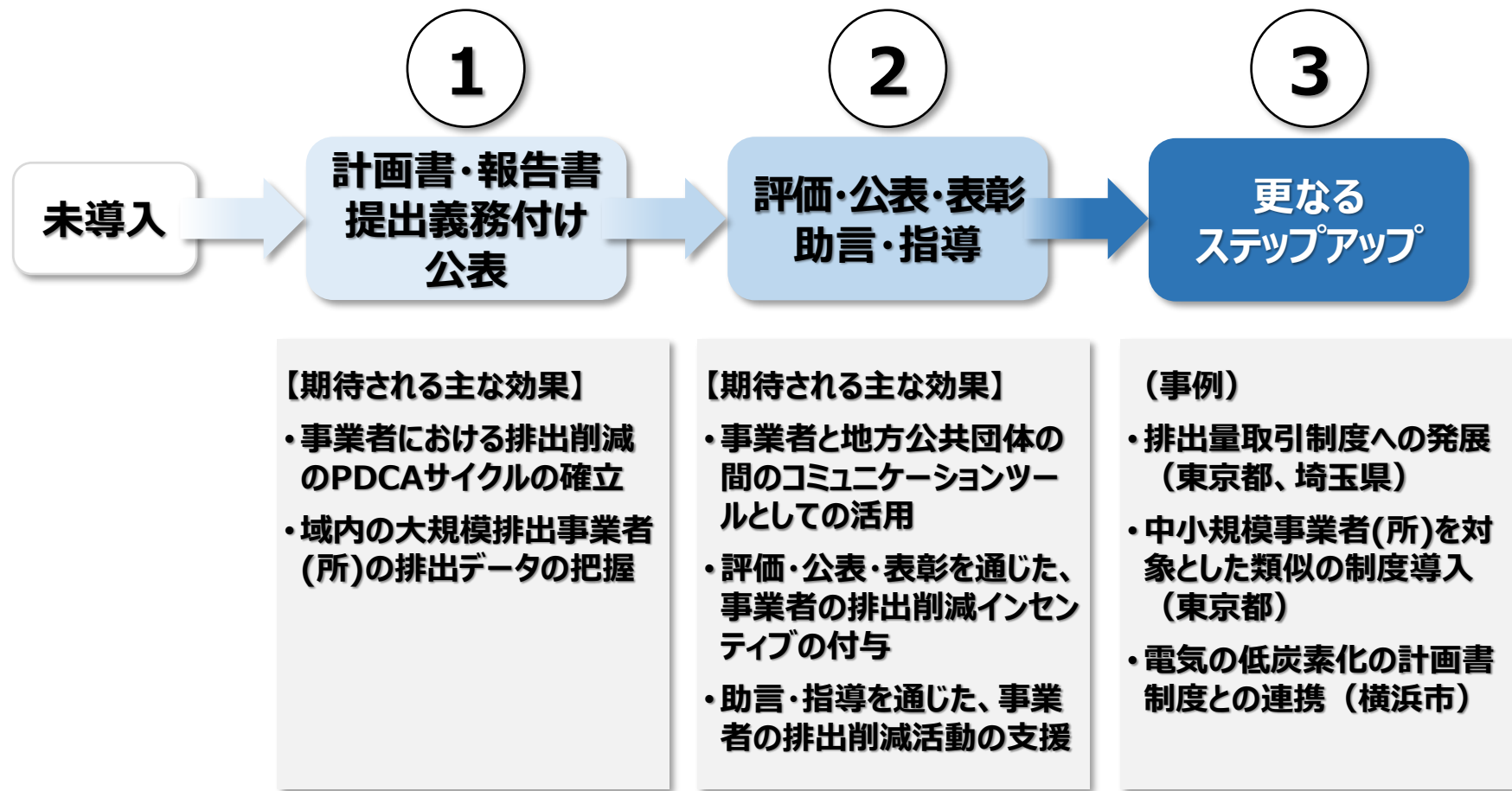
<地球温暖化対策計画書制度の整備・運用プロセス>



5-1. 制度の見直し：（2）

□ 計画書制度は、①事業者に計画書・報告書の提出を義務付け、公表を行なう段階から、②評価・公表・表彰、助言・指導等を通じて、事業者へ働きかける段階、③排出量取引制度への発展等のステップアップの段階があるとされています。

<計画書制度のステップアップの流れ>



5-1. 制度の見直し：（3）

□ PDCAサイクルに基づき、課題を抽出・整理した上で、制度の見直しを行うことが望めます。

静岡県温室効果ガス排出削減計画書制度（事例）

・静岡県温室効果ガス排出削減計画書制度では、計画書や報告書の様式、公表の方法についての課題を抽出しました。

＜旧制度の課題と新制度での対応（静岡県）＞

区分	期待する効果	従来制度の課題	新制度での対応
計画書	自主的に運用改善等の計画を策定	自由記載であるため取り組むべき対策が分かりにくい	・実施すべき省エネルギーの「 重点対策 」を選択肢で提示・記載を必須化
報告書	取組成果を分析し、次の改善に活用	自由記載であるため分析が困難	・取組内容に応じ、「 自己評価 」を点数として見える化 ・自らの取組を 分析 ・今後の 改善措置 を整理する欄を新設
公表	県民に対する取組成果の理解促進	事業所間の取組内容の比較が困難で、評価できない	・自己評価点により比較を容易に ・特に優れた取組を行っている事業所を県が 表彰・PR し、波及効果を見込む

（出典）静岡県くらし・環境部環境局環境政策課「静岡県地球温暖化防止条例に基づく温室効果ガス排出削減計画書制度の改正」

5-1. 制度の見直し：（4）

□ 制度の見直しの主な論点としては以下のようなものが考えられます。

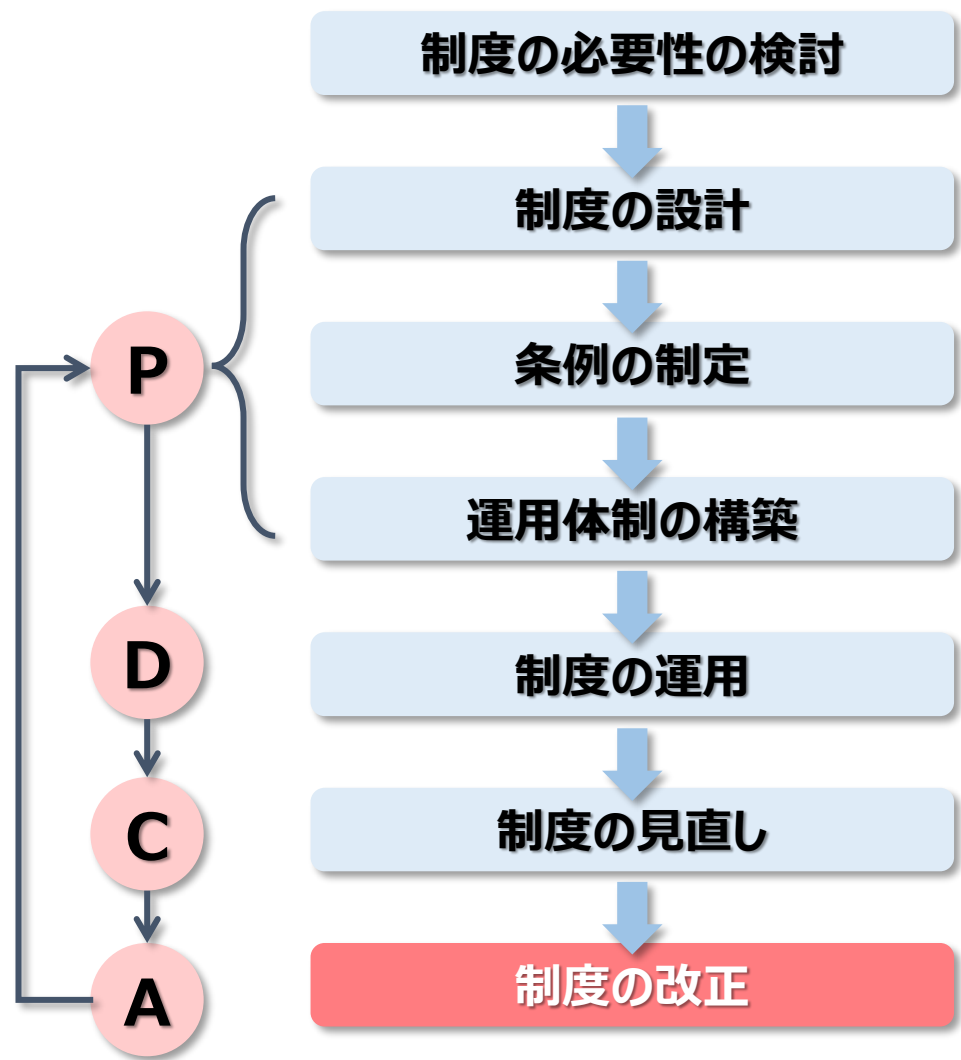
<地球温暖化対策計画書制度の見直しの主な論点>

分野	項目
制度の目的・ステップアップ	<ul style="list-style-type: none"> 排出削減という目的は十分に達成できているか。制度全体の排出削減とともに、排出削減を達成した事業者の数及び削減水準は十分か。 事業者から報告された情報を、地方公共団体として十分に活用できているか。 ①事業者への提出義務付け、②事業者への働きかけ、③排出量取引制度への発展等、制度をステップアップすることは可能か。
様式、ツール、ガイドライン等	<ul style="list-style-type: none"> 削減の実効性を高めながら、事業者の報告負担を軽減するにはどのような様式とすべきか。支援ツールやガイドラインを作成または改善すべきか。 地方公共団体として、排出の増減理由など事業者の取り組み内容を適切に把握するにはどのような様式とするべきか。 地方公共団体における集計等の負担を軽減するにはどのような様式やツールとすべきか。
評価、インセンティブ	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の更なる取り組みを促すにはどのような評価の方法とすべきか。 その他のインセンティブとしてどのようなものが考えられるか。
公表	<ul style="list-style-type: none"> 県民や市民における制度の理解を高めるにはどのような公表制度とすべきか。
体制	<ul style="list-style-type: none"> 改正に伴い、内部及び外部の体制を改めて検討する必要があるか。 省エネ技術等の知識を有する職員数は十分か、どのような体制（常勤の職員、嘱託職員、外部委託等）とするか。
他の地方公共団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> 報告内容の共通化や、情報提供や表彰を共同で実施する等、近隣の地方公共団体の制度との連携は考えられるか
外部からの意見	<ul style="list-style-type: none"> 上記以外に対象事業者や外部の有識者等からの意見はあるか

5-2. 制度の改正：（1）

□ 改正する項目に応じて、条例、規則、指針、要綱等の改正を行なうことが必要です。

<地球温暖化対策計画書制度の整備・運用プロセス>



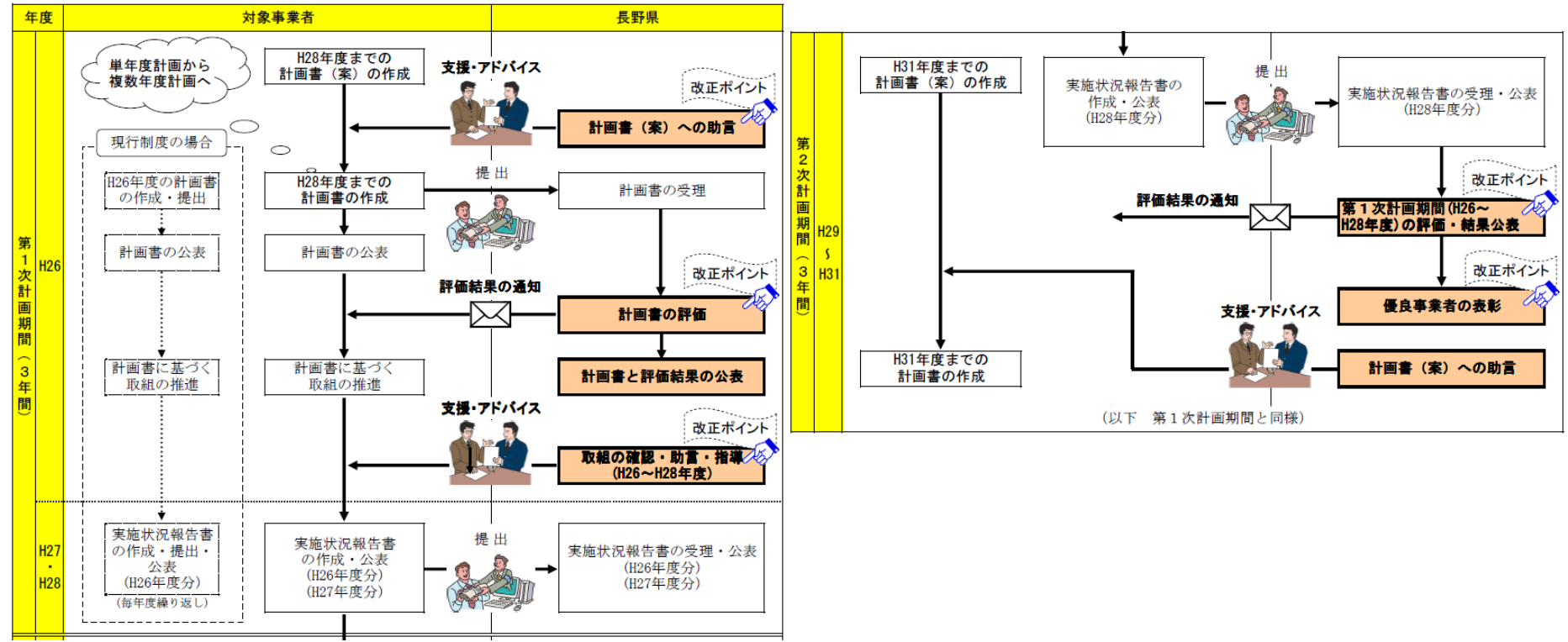
5-2. 制度の改正：（2）

見直し結果に基づき、削減実効性の向上や対象事業者の負担軽減等に向けて改正を行なうことが考えられます。

長野県事業活動温暖化対策計画書制度（事例）

長野県では、現行の事業活動温暖化対策計画書制度への改正（2014年施行）において、主として助言、評価、公表、表彰等の分野を見直しました。

<新しい温暖化対策計画書制度の流れ（長野県）>



（出典）長野県環境エネルギー戦略～第三次長野県地球温暖化防止県民計画～「体系・制度・施策」